本資料のうち,	枠囲みの内容は
商業機密及び他	社の機密事項を含む
可能性があるた	め公開できません。

女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-エ-D-01-0056_改 0
提出年月日	2020年11月13日

基本設計方針に関する説明資料

【第73条 計装設備】

- ・先行審査プラントの記載との比較表
- ・要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

・各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2020年11月

東北電力株式会社

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		3. 計測装置等	設計の差異 (女川の使用済燃料プール監視カメラはス メラ本体と冷却装置が一体構造であるため 空冷装置は設置しない。)
		重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するた めに監視することが必要なパラメータとして、使用済 燃料プールの監視に必要なパラメータを計測する装置 を設ける設計とする。 【73条2】	
		重大事故等が発生し、計測機器(非常用のものを含 む。)の故障により、当該重大事故等に対処するために 監視することが必要なパラメータを計測することが困 難となった場合において、当該パラメータを推定する ために必要なパラメータを計測する設備を設置する設 計とする。 【73条1】	
		重大事故等に対処するために監視することが必要な パラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防 止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設 の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装 置は「表 1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の主 要設備リスト」の「使用済燃料貯蔵槽の温度,水位及 び漏えいを監視する装置」に示す重大事故等対処設備 の他,使用済燃料プール監視カメラ(個数1)とする。 【73条3】	
		資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む	

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成 功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握 するためのパラメータを計測する装置は,設計基準事 故等に想定される変動範囲の最大値を考慮し,適切に 対応するための計測範囲を有する設計とするととも に,重大事故等が発生し,当該重大事故等に対処する ために監視することが必要なパラメータの計測が困難 となった場合に,代替パラメータにより推定ができる 設計とする。 【73条8】	
		また, 重大事故等時に設計基準を超える状態におけ る発電用原子炉施設の状態を把握するための能力(計 測可能範囲) を明確にするとともに,パラメータの計 測が困難となった場合の代替パラメータによる推定 等,複数のパラメータの中から確からしさを考慮した 優先順位を保安規定に定めて管理する。 【73条7】【73条9】	
		使用済燃料プールの監視で想定される重大事故等の 対応に必要となるパラメータは,計測又は監視できる 設計とする。また,計測結果は中央制御室に指示又は 表示し,記録できる設計とする。 【73条12】	表現の相違 (使用済燃料プールの監視装置の計測値を 中央制御室に指示又は表示し記録するため, その設計方針について記載している。)
		重大事故等の対応に必要となるパラメータは, 安全 パラメータ表示システム (SPDS) のうち SPDS 伝送装置 にて電磁的に記録,保存し,電源喪失により保存した 記録が失われないとともに帳票が出力できる設計とす る。また,記録は必要な容量を保存できる設計とする。 【73 条 13】	(使用済燃料プールの監視装置の計測結果 を SPDS にて記録,保存するため,その設計
		 資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含むす	コインサムシャックシャン - 2 -

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

+

先行審査プラントの記載との比較表 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所		備考
		炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成 功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握 するためのパラメータを計測する装置の電源は、非常 用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等によ り計器電源が喪失した場合において、代替電源設備と して常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、 所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備 又は可搬型代替直流電源設備を使用できる設計とす る。 【73条10】	設備名称の相違
		また、代替電源設備が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータとして、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置については、温度及び水位に係るものについて、乾電池を電源とした可搬型計測器(原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内の温度, 圧力,水位、流量(注水量)の計測用として測定時の 故障を想定した予備1個を含む1セット26個(予備 26個(緊急時対策建屋に保管)))(計測制御系統施設 のうち「2.4 電源喪失時の計測」の設備を核燃料物質 の取扱施設及び貯蔵施設のうち「3.計測装置等」の 設備として兼用)により計測できる設計とし、これら を保管する設計とする。 なお、可搬型計測器による計測においては、計測対 象の設定を行う際の考え方として、同一の物理量について、複数のパラメータを選定し計測又は監視するものと する。 【73条11】	設計の差異 (代替電源設備が喪失した場合にもパラメ ータを計測できるよう可搬型計測器を用い る設計としている。)

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比

СЛ

較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表(計測制御系統施設の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		 2. 計測装置等 2.1 計測装置 2.1.1 通常運転時,運転時の異常な過渡変化時及び重大事故等時における計測 重大事故等が発生し,計測機器(非常用のものを含む。)の故障により,当該重大事故等に対処するために 監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において,当該パラメータを推定するために必要なパラメータを計測する設備を設置又は保管する設計とする。 【73条1】 	
		重大事故等が発生し,当該重大事故等に対処するた めに監視することが必要なパラメータとして,原子炉 圧力容器内の温度,圧力及び水位,原子炉圧力容器及 び原子炉格納容器への注水量,原子炉格納容器内の温 度,圧力,水位,水素濃度及び酸素濃度,原子炉建屋原 子炉棟内の水素濃度,未臨界の維持又は監視,最終ヒ ートシンクの確保,格納容器バイパスの監視並びに水 源の確保に必要なパラメータを計測する装置を設ける 設計とする。 【73条2】	表現の相違
		重大事故等に対処するために監視することが必要な パラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防 止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設 の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装 置は「表1 計測制御系統施設の主要設備リスト」の「計 測装置」に示す重大事故等対処設備の他、原子炉圧力 容器温度(個数5,計測範囲0~500℃)、フィルタ装置 入口圧力(広帯域)(個数1,計測範囲-0.1~1MPa)、フ ィルタ装置出口圧力(広帯域)(個数1,計測範囲-0.1	設計の差異 (設備名称及び設備仕様の相違。)
		資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含むす	可能性があるため公開できません。 - 1 -

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比

較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表(計測制御系統施設の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		~1MPa),フィルタ装置水位(広帯域)(個数3,計測範 囲0~3650mm),フィルタ装置水温度(個数3,計測範囲 0~200℃),フィルタ装置出口水素濃度(個数2,計測 範囲0~30vo1%のものを1個,計測範囲0~100vo1%の ものを1個),原子炉補機冷却水系系統流量(個数2,計 測範囲0~4000m ³ /h),残留熱除去系熱交換器冷却水入 口流量(個数2,計測範囲0~1500m ³ /h)及び静的触媒式 水素再結合装置動作監視装置(個数8,計測範囲0~ 500℃)とする。 【73条3】	
		発電用原子炉施設の状態を直接監視することはでき ないが、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の 運転状態及びその他の設備の運転状態により発電用原 子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助 パラメータとし、その補助パラメータのうち重大事故 等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として 用いる6-2F-1母線電圧、6-2F-2母線電圧、6-2C母線電 E、6-2D母線電圧、6-2H母線電圧、4-2C母線電 E、125V直流主母線2A=1電E、125V直流主母線2B 電圧、125V直流主母線2A=1電圧、125V直流主母線2B-1 電圧、250V直流主母線電圧、HPCS125V直流主母線電圧、 高圧窒素ガス供給系ADS入口圧力及び代替高圧窒素ガ ス供給系窒素ガス供給止め弁入口圧力を計測する装置 は、重大事故等対処設備としての設計を行う。 【73条6】	表現の相違 設備名称の相違
		■ 資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含むす	「能性があるため公開できません」 - 2 -

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比

較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表(計測制御系統施設の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		 2.1.2 原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の 計測 格納容器内水素濃度 (D/W) 及び格納容器内水素濃度 (S/C) は,原子炉格納容器内の水素濃度が変動する可 能性のある範囲の水素濃度を中央制御室より監視でき る設計とする。 【73条4】 【67条28】 	設計の差異 (原子炉格納容器内に設置する方式の水素 濃度監視設備の監視に関する記載であり,女 川固有の設備)
		格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸 素濃度は、格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置(吸 引ポンプ(圖数2,容量0.05L/min/個以上,吐出圧力 0.2MPa),排気ポンプ(圖数2,容量0.05L/min/個以上, 吐出圧力0.854MPa以上),サンプル冷却器(個数2, 伝 熱面積0.245m ² /個以上))により原子炉格納容器内の雰 囲気ガスを原子炉建屋原子炉棟内へ導き,検出器で測 定することで,原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素 濃度を中央制御室より監視できる設計とする。 【73 条5】 【67 条 30】	

- 3 -

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比

較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表(計測制御系統施設の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		 2.3 計測結果の表示,記録及び保存 炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成 功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握 するためのパラメータを計測する装置は,設計基準事 故等に想定される変動範囲の最大値を考慮し,適切に 対応するための計測範囲を有する設計とするととも に,重大事故等が発生し,当該重大事故等に対処する ために監視することが必要な原子炉圧力容器内の温 度,圧力及び水位並びに原子炉圧力容器及び原子炉格 納容器への注水量等のパラメータの計測が困難となっ た場合又は計測範囲を超えた場合に,代替パラメータ により推定ができる設計とする。 【73条8】 	
		また,重大事故等時に設計基準を超える状態におけ る発電用原子炉施設の状態を把握するための能力(最 高計測可能温度等(設計基準最大値等))を明確にする とともに,パラメータの計測が困難となった場合又は 計測範囲を超えた場合の代替パラメータによる推定 等,複数のパラメータの中から確からしさを考慮した 優先順位を保安規定に定めて管理する。 【73条7】【73条9】	
		原子炉格納容器内の温度,圧力,水位,水素濃度等 想定される重大事故等の対応に必要となるパラメータ は,計測又は監視できる設計とする。また,計測結果 は中央制御室に指示又は表示し,記録できる設計とす る。 【73条12】	
		重大事故等の対応に必要となるパラメータは、安全 パラメータ表示システム(SPDS)のうち SPDS 伝送装置 にて電磁的に記録,保存し,電源喪失により保存した 記録が失われないとともに帳票が出力できる設計とす る。また,記録は必要な容量を保存できる設計とする。 【73条13】	設備名称の相違

- 4 -

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

^{(あり,本比} | 先行審査プラントの記載との比較表(計測制御系統施設の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		 2.4 電源喪失時の計測 炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成 功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握 するためのパラメータを計測する装置の電源は、非常 用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等によ り計器電源が喪失した場合において、代替電源設備と して常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、 所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備 又は可搬型代替直流電源設備を使用できる設計とす る。 【73条10】 	設備名称の相違
		また,代替電源設備が喪失し計測に必要な計器電源 が喪失した場合,特に重要なパラメータとして,炉心 損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させ るために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するた めのパラメータを計測する装置については,温度,圧 力,水位及び流量に係るものについて,乾電池を電源 とした可搬型計測器(原子炉圧力容器及び原子炉格納 容器内の温度,圧力,水位.流量(注水量)の計測用と して測定時の故障を想定した予備1個を含む1セット 26個(予備26個(緊急時対策建屋に保管)))(核燃料 物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「3.計測装置等」 の設備と兼用)により計測できる設計とし,これらを 保管する設計とする。 なお,可搬型計測器による計測においては,計測対 象の設定を行う際の考え方として,同一パラメータに チャンネルを選定し計測又は監視するものとする。 同一の物理量について,複数のパラメータがある場 合は,いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測 又は監視するものとする。 【73条11】	設計の差異 (設備仕様の相違及び計測するパラメータ 数の相違による個数の相違。) 表現の相違 (計測するパラメータの選定方法について 記載している。)
			■11能性があろため公開できません - 5 -

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表(計測制御系統施設の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			<柏崎刈羽7号との比較> 設計の差異 (柏崎刈羽7号固有の設備に関する記載。)
			<柏崎XJ羽7号との比較> 設計の差異 (柏崎XJ羽7号固有の設備に関する記載。)

- 6 -

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比

較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表(放射線管理施設の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		 放射線管理施設 1 放射線管理用計測装置 重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータとして、原子炉格納容器内の放射線量率、最終ヒートシンクの確保及び使用済燃料プールの監視に必要なパラメータを計測する装置を設ける設計とする。 【73条2】 	
		重大事故等が発生し、計測機器(非常用のものを含 む。)の故障により、当該重大事故等に対処するために 監視することが必要なパラメータを計測することが困 難となった場合において、当該パラメータを推定する ために必要なパラメータを計測する設備を設置する設 計とする。 【73条1】	
		重大事故等に対処するために監視することが必要な パラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防 止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設 の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装 置は「表1 放射線管理施設の主要設備リスト」のプ ロセスモニタリング設備に示す重大事故等対処設備、 エリアモニタリング設備のうち使用済燃料プール上部 空間放射線モニタ(低線量)及び使用済燃料プール上 部空間放射線モニタ(高線量)とする。 【73条3】	設備名称の相違
		炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成 功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握 するためのパラメータを計測する装置は,設計基準事 故等に想定される変動範囲の最大値を考慮し,適切に 対応するための計測範囲を有する設計とするととも に,重大事故等が発生し,当該重大事故等に対処する ために監視することが必要な原子炉格納容器の線量当 量率等のパラメータの計測が困難となった場合に,代 替パラメータにより推定ができる設計とする。 【73条8】	
L		資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含むす	」 可能性があるため公開できません。 - 1 -

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較素において追記したもの(比較対象外)

較表において追記したもの(比較対象外) 九行番金

先行審査プラントの記載との比較表(放射線管理施設の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		また、重大事故等時に設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握するための能力(計 測可能範囲) を明確にするとともに、パラメータの計 測が困難となった場合の代替パラメータによる推定 等,複数のパラメータの中から確からしさを考慮した 優先順位を保安規定に定めて管理する。 【73条7】[73条9]	
		原子炉格納容器内の放射線量率等想定される重大事 故等の対応に必要となるパラメータは,計測又は監視 できる設計とする。また,計測結果は中央制御室に指 示又は表示し,記録できる設計とする。 【73条12】	
		重大事故等の対応に必要となるパラメータは, 安全 パラメータ表示システム (SPDS) のうち SPDS 伝送装置 にて電磁的に記録,保存し,電源喪失により保存した 記録が失われないとともに帳票が出力できる設計とす る。また,記録は必要な容量を保存できる設計とする。 【73条13】	設備名称の相違
		炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成 功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握 するためのパラメータを計測する装置の電源は、非常 用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等によ り計器電源が喪失した場合において、代替電源設備と して常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、 所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備 又は可搬型代替直流電源設備を使用できる設計とす る。 【73 条 10】	設備名称の相違

- 2 -

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】:関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定低機に関する説明書別談-1) :前回提出時からの変更箇所

	設工認申請書	設置許可申請書	との対比衣 	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
(計装設備)		ロ 発電用原子炉施設の一般構造			
		(3) その他の主要な構造			
		(i)本発電用原子炉施設は,(1)			
		耐震構造, (2) 耐津波構造に加			
		え,以下の基本的方針のもとに安			
		全設計を行う。			
		b. 重大事故等対処施設(発電用	第五十八条 計装設備		
		原子炉施設への人の不法な侵入	適合のための設計方針		
		等の防止, 中央制御室, 監視測定	重大事故等が発生し,計測機器		
		設備,緊急時対策所及び通信連絡	(非常用のものを含む。)の故障		
		を行うために必要な設備は, a.	により,当該重大事故等に対処す		
		設計基準対象施設に記載)	るために監視することが必要な		
			パラメータを計測することが困		
			難となった場合において, 当該パ		
		(r) 計装設備	ラメータを推定するために必要		
第七十三条 発電用原子炉施設	重大事故等が発生し,計測機器	重大事故等が発生し,計測機器	なパラメータを計測する設備を	同趣旨の記載であるが,表現の違	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵
には、重大事故等が発生し、計測	(非常用のものを含む。)の故障	(非常用のものを含む。)の故障	設置又は保管する。 🏵 (①a①b 重	いによる差異あり	施設
機器(非常用のものを含む。)の	により,当該重大事故等に対処す	により,当該重大事故等に対処す	複)		3. 計測装置等
故障により当該重大事故等に対	るために監視することが必要な	るために監視することが必要な	当該重大事故等に対処するた		計測制御系統施設
処するために監視することが必	パラメータを計測することが困	<u>パラメータを計測することが困</u>	めに監視することが必要なパラ		2.1.1 通常運転時,運転時の異常
要なパラメータ(設置許可基準規	難となった場合において, 当該パ	難となった場合において, 当該パ	メータ(炉心損傷防止対策及び格		な過渡変化時及び重大事故等時
則第十六条第三項第二号に規定	ラメータを推定するために必要	ラメータを推定するために必要	納容器破損防止対策等を成功さ		における計測
するパラメータをいう。)を計測	なパラメータを計測する設備を	<u>なパラメータを計測する設備を</u>	せるために必要な発電用原子炉		放射線管理施設
することが困難となった場合に	設置又は保管する設計とする。	<u>設置又は保管する。</u> ①a①b	施設の状態を把握するためのパ		1. 放射線管理用計測装置
おいて当該パラメータを推定す	①a 【73 条 1】		ラメータ)は,添付書類十の「第		
るために有効な情報を把握でき			5.1-1 表 重大事故等対策にお		
る設備を施設しなければならな			ける手順書の概要」のうち,「1.15		
k∿₀ ①			事故時の計装に関する手順等」の		
			パラメータの選定で分類された		
【解釈】		へ 計測制御系統施設の構造及び	主要パラメータ (重要監視パラメ		
1 第73条に規定する「当該重	重大事故等が発生し,当該重大	設備	ータ及び有効監視パラメータ)と	同趣旨の記載であるが,表現の違	同上
大事故等に対処するために監視	事故等に対処するために監視す	(1) 計装	する。 ① (①b①c①d①e①f①g①	いによる差異あり	
することが必要なパラメータを		(ii) その他の主要な計装の種類	h①i①j①k②a 重複)		
計測することが困難となった場	て,原子炉圧力容器内の温度,圧	発電用原子炉施設のプロセス	当該パラメータを推定するた		
合において当該パラメータを推	力及び水位,原子炉圧力容器及び	計測制御のため, 原子炉水位, 原	めに必要なパラメータは, 添付書		
定するために有効な情報を把握	原子炉格納容器への注水量,原子	子炉圧力, 原子炉再循環流量, 給	類十の「第 5.1-1 表 重大事故		
できる設備」とは、以下に掲げる	炉格納容器内の温度, 圧力, 水位,	水流量, 主蒸気流量, 制御棒駆動	等対策における手順書の概要」の		

14

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】:関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
措置又はこれらと同等以上の効	水素濃度,酸素濃度及び放射線量	水圧等の計測装置を設ける。 5	うち,「1.15 事故時の計装に関す		①b 引用元: P1
果を有する措置を行うための設	率,原子炉建屋原子炉棟内の水素	重大事故等が発生し,計測機器	る手順等」のパラメータの選定で		①c 引用元:P36
備をいう。なお、「当該重大事故	濃度、未臨界の維持又は監視、最	(非常用のものを含む。)の故障	分類された代替パラメータ(重要		①d 引用元:P37
等に対処するために監視するこ	終ヒートシンクの確保,格納容器	により,当該重大事故等に対処す	代替監視パラメータ及び有効監		①e 引用元:P38
とが必要なパラメータ」とは、事	バイパスの監視,水源の確保並び	るために監視することが必要な	視パラメータ)とする。 🗘 (①b①		①f 引用元:P39
業者が検討すべき炉心損傷防止	に使用済燃料プールの監視に必	パラメータを計測することが困	c①d①e①f①g①h①i①j①k④重		①g 引用元: P40
対策及び格納容器破損防止対策	要なパラメータを計測する装置	難となった場合において, 当該パ	複)		①h 引用元: P41
等を成功させるために把握する	を設ける設計とする。	ラメータを推定するために必要	重要監視パラメータ及び重要		①i 引用元: P43
ことが必要な発電用原子炉施設	<pre>DbDcDdDeDfDgDhDiDjD</pre>	なパラメータを計測する設備を	代替監視パラメータを計測する		①j引用元:P44
の状態を意味する。②	k 【73 条 2】	設置又は保管する。 <u>1</u> (①a①b 重	設備 (重大事故等対処設備) につ		①k 引用元: P45
		複)	いて,設計基準を超える状態にお		
	重大事故等に対処するために	当該 <u>重大事故等に対処するた</u>	ける発電用原子炉施設の状態を	設備設計の明確化	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵
	監視することが必要なパラメー	めに監視することが必要なパラ	把握するための能力(最高計測可	(パラメータの明確化)	施設
	タは, 炉心損傷防止対策及び格納	メータ(炉心損傷防止対策及び格	能温度等(設計基準最大値等))		3. 計測装置等
	容器破損防止対策等を成功させ	納容器破損防止対策等を成功さ	を明確にする。 🗘 (③a 重複)		計測制御系統施設
	るために必要な発電用原子炉施	<u>せるために必要な発電用原子炉</u>			2.1.1 通常運転時,運転時の異常
	設の状態を把握するためのパラ	施設の状態を把握するためのパ	(1) 監視機能喪失時に使用する		な過渡変化時及び重大事故等時
	メータとし, 計測する装置は「表	<u>ラメータ</u>) ②a は,「十 ハ(1) 第	設備		における計測
	1 計測制御系統施設の主要設備	10-1 表 重大事故等対策におけ	発電用原子炉施設の状態の把		放射線管理施設
	リスト」の「計測装置」,「表1 核	る手順書の概要」のうち,「1.15	握能力を超えた場合に発電用原		1. 放射線管理用計測装置
	燃料物質の取扱施設及び貯蔵施	事故時の計装に関する手順等」の	子炉施設の状態を推定する手段		
	設の主要設備リスト」の「使用済	パラメータの選定で分類された	を有する設計とする。 🗘 (④重		
	燃料貯蔵槽の温度,水位及び漏え	主要パラメータ(重要監視パラメ	複)		
	いを監視する装置」,「表1 放射	ータ及び有効監視パラメータ)と	重要監視パラメータ又は有効		
	線管理施設の主要設備リスト」の	する。 1 (1b1c1d1e1f1g1	監視パラメータ(原子炉圧力容器		
	プロセスモニタリング設備に示	h①i①j①k 重複)	内の温度, 圧力及び水位並びに原		
	す重大事故等対処設備,エリアモ	当該パラメータを推定するた	子炉圧力容器及び原子炉格納容		
	ニタリング設備のうち使用済燃	めに必要なパラメータは,「十 ハ	器への注水量等)の計測が困難と		
	料プール上部空間放射線モニタ	(1)第 10-1 表 重大事故等対	なった場合又は計測範囲を超え		
	(低線量)及び使用済燃料プール	策における手順書の概要」のう	た場合は,添付書類十の「第5.1		
	上部空間放射線モニタ(高線量)	ち,「1.15 事故時の計装に関する	-1 表 重大事故等対策における		
	の他, 原子炉圧力容器温度 (個数	手順等」のパラメータの選定で分	手順書の概要」のうち,「1.15 事		
	5, 計測範囲 0~500℃), フィルタ	類された代替パラメータ(重要代	故時の計装に関する手順等」の計		
	装置入口圧力(広帯域)(個数1,	替監視パラメータ及び有効監視	器故障時の代替パラメータによ		
	計測範囲-0.1~1MPa), フィルタ	パラメータ)とする。 1 (①b①c	る推定又は計器の計測範囲を超		
	装置出口圧力(広帯域)(個数 1,	①d①e①f①g①h①i①j①k④重	えた場合の代替パラメータによ		
	計測範囲-0.1~1MPa), フィルタ	複)	る推定の対応手段等により推定		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料)
 ・様式二1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書別談-1)
 :前回提出時からの変更箇所

様式-7

	and the state of t				
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	装置水位(広帯域)(個数3,計測		ができる設計とする。 🗘 (①b①c		
	範囲 0~3650mm), フィルタ装置		①d①e①f①g①h①i①j①k④重		
	水温度(個数 3, 計測範囲 0~		複)		
	200℃), フィルタ装置出口水素濃		計器故障時に,当該パラメータ		
	度(個数 2, 計測範囲 0~30vo1%		の他チャンネルの計器がある場		
	のものを 1 個, 計測範囲 0~		合,他チャンネルの計器により計		
	100vo1%のものを 1 個),原子炉		測するとともに, 重要代替監視パ		
	補機冷却水系系統流量(個数2,		ラメータが複数ある場合は, 推定		
	計測範囲 0~4000m ³ /h), 残留熱除		する重要監視パラメータとの関		
	去系熱交換器冷却水入口流量(個		係性がより直接的なパラメータ,		
	数 2, 計測範囲 0~1500m ³ /h), 静		検出器の種類及び使用環境条件		②a 引用元:P2
	的触媒式水素再結合装置動作監		を踏まえた計測される値の確か		②b 引用元:P26
	視装置(個数 8,計測範囲 0~		らしさを考慮し, 優先順位を定め		②c 引用元:P31
	500℃)及び使用済燃料プール監		る。��(⑤重複)		②d②e 引用元:P32
	視カメラ(個数1)とする。				②f 引用元: P34
	2a2b2c2d2e2f2g2h 【73		(2) 計器電源喪失時に使用する		②g②h 引用元: P35
	条 3】		設備		
			非常用交流電源設備又は非常		
			用直流電源設備の喪失等により		
	炉心の著しい損傷が発生した		計器電源が喪失した場合におい	同趣旨の記載であるが,表現の違	計測制御系統施設
	場合において水素爆発による原		て,計装設備への代替電源設備と	いによる差異あり	2.1.2 原子炉格納容器内の水素
	子炉格納容器の破損を防止する		して常設代替交流電源設備, 可搬		濃度及び酸素濃度の測定
	ための設備のうち,格納容器内水		型代替交流電源設備,所内常設蓄		
	素濃度 (D/W) 及び格納容器内水		電式直流電源設備,常設代替直流		
	素濃度(S/C)は,原子炉格納容		電源設備又は可搬型代替直流電		
	器内の水素濃度が変動する可能		源設備を使用する。 🗘 (①1 重複)		
	性のある範囲の水素濃度を中央		また,代替電源設備が喪失し計		
	制御室より監視できる設計とす		測に必要な計器電源が喪失した		
	る。		場合,特に重要なパラメータとし		
	②1 【73条4】		て,重要監視パラメータ及び重要		②1 引用元: P12
			代替監視パラメータを計測する		
	格納容器内雰囲気水素濃度及		設備については、温度、圧力、水	設備設計の明確化	同上
	び格納容器内雰囲気酸素濃度は、		位及び流量に係るものについて、	(設備名称を工認名称とした。ま	
	格納容器内雰囲気ガスサンプリ		乾電池等を電源とした可搬型計	た,基本設計方針のみに記載され	
	ング装置(吸引ポンプ(容量		測器により計測できる設計とす	る設備のため、仕様を明確化し	
	0.05L/min/個以上, 吐出圧 <mark>力</mark>		3 .	た。)	
	0 <mark>.</mark> 2MPa,個 <mark>数 2</mark> 個),排気ポンプ		①(①m 重複)		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	乳丁取中詰書			机墨新司 计将其继用则	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	(容量 0.05L/min/個以上, 吐出		なお,可搬型計測器による計測		
	压 <mark>力 0</mark> .854MPa 以上, 個数 2 個),		においては,計測対象の選定を行		
	サンプル冷却器(個数2個,伝熱		う際の考え方として,同一パラメ		
	面積0.245m ² /個以上))により原		ータにチャンネルが複数ある場		
	子炉格納容器内の雰囲気ガスを		合は,いずれか1つの適切なチャ		
	原子炉建屋原子炉棟内へ導き,検		ンネルを選定し計測又は監視す		
	出器で測定することで,原子炉格		るものとする。同一の物理量につ		
	納容器内の水素濃度及び酸素濃		いて, 複数のパラメータがある場		
	度を中央制御室より監視できる		合は,いずれか1つの適切なパラ		
	設計とする。		メータを選定し計測又は監視す		
	②i 【73条5】		るものとする。 📀		②i 引用元: P12
			(3) パラメータ記録時に使用す		
			る設備		
			原子炉格納容器内の温度,圧		
			力,水位,水素濃度,放射線量率		
			等想定される重大事故等の対応		
			に必要となる重要監視パラメー		
			タ及び重要代替監視パラメータ		
			は計測又は監視及び記録ができ		
			る設計とする。		
			①(⑥a 重複)		
			6.4 計装設備(重大事故等対処設		
			備)		
			6.4.1 概要		
			重大事故等が発生し,計測機器		
			(非常用のものを含む。)の故障		
			により,当該重大事故等に対処す		
			るために監視することが必要な		
			パラメータを計測することが困		
			難となった場合において, 当該パ		
			ラメータを推定するために必要		
			なパラメータを計測する設備を		
			設置又は保管する。 🗘 (①a①b 重		
			複)		
			当該重大事故等に対処するた		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書別談-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			めに監視することが必要なパラ		
			メータ(炉心損傷防止対策及び格		
			納容器破損防止対策等を成功さ		
			せるために必要な発電用原子炉		
			施設の状態を把握するためのパ		
			ラメータ)は、添付書類十の「第		
			5.1-1 表 重大事故等対策にお		
			ける手順書の概要」のうち,「1.15		
			事故時の計装に関する手順等」の		
			パラメータの選定で分類された		
			主要パラメータ(重要監視パラメ		
			ータ及び有効監視パラメータ)と		
			+3. $(1b)c$ dle1f		
			h①i①j①k②a 重複)		
			当該パラメータを推定するた		
			めに必要なパラメータは, 添付書		
			類十の「第 5.1-1 表 重大事故		
			等対策における手順書の概要」の		
			うち,「1.15 事故時の計装に関す		
			る手順等」のパラメータの選定で		
			分類された代替パラメータ(重要		
			代替監視パラメータ及び有効監		
			視パラメータ)とする。 🗘 (①b①		
			c①d①e①f①g①h①i①j①k④重		
			複)		
			重要監視パラメータ及び重要		
			代替監視パラメータを計測する		
			設備(重大事故等対処設備)につ		
			いて,設計基準を超える状態にお		
			ける発電用原子炉施設の状態を		
			把握するための能力(最高計測可		
			能温度等(設計基準最大値等))		
			を明確にする。 🇘 (③a 重複)		
			計測範囲を第6.4-1 表に, 設		
			計基準最大値等を第 6.4-2 表		
			に示す。		
			計装設備(重大事故等対処設		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計力針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		安小书识(この対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			備)の系統概要図を第6.4-1 図		
			から第6.4-5 図に示す。		
	発電用原子炉施設の状態を直		* また,電源設備の受電状態,重	同趣旨の記載であるが,表現の違	計測制御系統施設
	接監視することはできないが,電		大事故等対処設備の運転状態及	いによる差異あり	 2.1.1 通常運転時,運転時の異常
	源設備の受電状態,重大事故等対		びその他の設備の運転状態によ		な過渡変化時及び重大事故等時
	処設備の運転状態及びその他の		り発電用原子炉施設の状態を補		における計測
	設備の運転状態により発電用原				
	子炉施設の状態を補助的に監視		<u>助パラメータと</u> する。なお, <u>補助</u>		
	するパラメータを補助パラメー		パラメータのうち,重大事故等対		
	タとし, その補助パラメータのう		処設備を活用する手順等の着手		
	ち重大事故等対処設備を活用す		<u>の判断基準として用いる</u> パラメ		
	る手順等の着手の判断基準とし		ータについては,重大事故等対処		
	て用いる 6-2F-1 母線電圧, 6-2F-		設備とする。②j		
	2 母線電圧, 6-2C 母線電圧, 6-2D		重大事故等対処設備の補助パ		
	母線電圧, 6-2H 母線電圧, 4-2C 母		ラメータの対象を第 6.4-4 表		
	線電圧, 4-2D 母線電圧, 125V 直		に示す。 📀		
	流主母線 2A 電圧, 125V 直流主母				
	線 2B 電圧, 125V 直流主母線 2A-				
	1 電圧, 125V 直流主母線 2B-1 電				
	圧, 250V 直流主母線電圧,				
	HPCS125V 直流主母線電圧, 高圧				
	窒素ガス供給系 ADS 入口圧力及				
	び代替高圧窒素ガス供給系窒素				
	ガス供給止め弁入口圧力を計測				
	する装置は,重大事故等対処設備				
	としての設計を行う。				
	②j②k 【73条6】				②k 引用元: P46
a) 設計基準を超える状態におけ	重大事故等時に設計基準を超	重要監視パラメータ及び重要		同趣旨の記載であるが,表現の違	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵
る発電用原子炉施設の状態の把		代替監視パラメータを計測する		いによる差異あり	施設
握能力を明確にすること。(最高		設備(重大事故等対処設備)につ			3. 計測装置等
計測可能温度等) 3	力(最高計測可能温度等(設計基	いて,設計基準を超える状態にお			計測制御系統施設
	準最大値等) <mark>,計測可能範囲</mark>)を	ける発電用原子炉施設の状態を			2.3 計測結果の表示,記録及び保
	明確にする。	把握するための能力(最高計測可			存
	③a 【73条7】	能温度等(設計基準最大值等))			放射線管理施設
		<u>を明確にする。</u> ③a			1. 放射線管理用計測装置

赤色	ŝ	様式-6に関する記載(付番及び下線)	
青色	į	設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色		設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	
緑色		技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	
紫色	ł	基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	

【○○条○○】:関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書別添-1) :前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	ל נחע
			6.4.2 設計方針		
		a.監視機能喪失時に使用する設	(1) 監視機能喪失時に使用する		
		備	設備		
b)発電用原子炉施設の状態の把	炉心損傷防止対策及び格納容	発電用原子炉施設の状態の把	発電用原子炉施設の状態の把	設備設計の明確化	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵
握能力 (最高計測可能温度等) を	器破損防止対策等を成功させる	握能力を超えた場合に発電用原	握能力を超えた場合に発電用原	(設置する計測器は,発電用原子	施設
超えた場合の発電用原子炉施設	ために必要な発電用原子炉施設	子炉施設の状態を推定する手段	子炉施設の状態を推定する手段	炉の監視能力について,十分な能	3. 計測装置等
の状態の推定手段を整備するこ	の状態を把握するためのパラメ	を有する設計とする。 🗓 (④重	を有する設計とする。 🗘 (④重	力を有することを明記してい	計測制御系統施設
Ł. (1)	ータを計測する装置は,設計基準	複)	複)	る。)	2.3 計測結果の表示,記録及び保
	事故等に想定される変動範囲の	重要監視パラメータ又は有効	重要監視パラメータ又は有効		存
i)原子炉圧力容器内の温度、圧	最大値を考慮し, 適切に対応する	監視パラメータ(<u>原子炉圧力容器</u>	監視パラメータ(原子炉圧力容器		放射線管理施設
力及び水位が推定できる手段を	ための計測範囲を有する設計と	<u>内の温度, 圧力及び水位並びに原</u>	内の温度, 圧力及び水位並びに原		1. 放射線管理用計測装置
整備すること。④	するとともに, 重大事故等が発生	子炉圧力容器及び原子炉格納容	子炉圧力容器及び原子炉格納容		
	し,当該重大事故等に対処するた	器への注水量等)の計測が困難と	器への注水量等)の計測が困難と		
ii)原子炉圧力容器及び原子炉格	めに監視することが必要な原子	<u>なった場合又は計測範囲を超え</u>	なった場合又は計測範囲を超え		
納容器への注水量が推定できる	炉圧力容器内の温度, 圧力及び水	<u>た場合</u> は,「十 ハ(1) 第 10-1	た場合は, 添付書類十の「第 5.1		
手段を整備すること。④	位並びに原子炉圧力容器及び原	表 重大事故等対策における手順	-1 表 重大事故等対策における		
	子炉格納容器への注水量等のパ	書の概要」のうち,「1.15 事故時	手順書の概要」のうち,「1.15 事		
	ラメータの計測が困難となった	の計装に関する手順等」の計器故	故時の計装に関する手順等」の計		
	場合又は計測範囲を超えた場合	障時の代替パラメータ 4 によ	器故障時の代替パラメータによ		
	に,代替パラメータにより推定が	る推定又は計器の計測範囲を超	る推定又は計器の計測範囲を超		
	できる設計とする。	えた場合の <u>代替パラメータ</u> によ	えた場合の代替パラメータによ		
	③④ 【73条8】	る推定の対応手段等 <u>により推定</u>	る推定の対応手段等により推定		
		<u>ができる設計とする。</u> ④	ができる設計とする。 🗘 (④重		
			複)		
ⅲ) 推定するために必要なパラメ	パラ <mark>メー</mark> タの計測が困難とな	計器故障時に,当該パラメータ	計器故障時に,当該パラメータ	設備設計の明確化	同上
ータは、複数のパラメータの中か	った場 <mark>合の</mark> 代替パラメータによ	の他チャンネルの計器がある場	の他チャンネルの計器がある場	(代替パラメータによる推定を	
ら確からしさを考慮し、優先順位	る推定等,複数のパラメータの中	合,他チャンネルの計器により計	合,他チャンネルの計器により計	行う際の考慮事項について,保安	
を定めておくこと。5	から確からしさを考慮した優先	測するとともに, 重要 <u>代替</u> 監視 <u>パ</u>	測するとともに,重要代替監視パ	規定に定める旨を記載してい	
	順位を保安規定に定めて管理す	<u>ラメータ</u> が <u>複数</u> ある場合は, <u>推定</u>	ラメータが複数ある場合は, 推定	る。)	
	る。	する重要監視 <u>パラメータ</u> との関	する重要監視パラメータとの関		
	⑤ 【73条9】	係性がより直接的なパラメータ,	係性がより直接的なパラメータ,		
		検出器の種類及び使用環境条件	検出器の種類及び使用環境条件		
		を踏まえた計測される値の <u>確か</u>	を踏まえた計測される値の確か		
		らしさを考慮し,優先順位を定め	らしさを考慮し, 優先順位を定め		
		<u>3.</u> 5	る。①(⑤重複)		
			推定手段及び優先順位を第		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料)
 ・様式二1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書別該-1)
 :前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設置許可申請書	200対比衣 設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	/# **
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
			6.4-3 表に示す。 🕉		
		b.計器電源喪失時に使用する設	(2) 計器電源喪失時に使用する		
		備	設備		
	炉心損傷防止対策及び格納容	非常用交流電源設備又は非常	非常用交流電源設備又は非常	同趣旨の記載であるが,表現の違	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵
	器破損防止対策等を成功させる	用直流電源設備の喪失等により	用直流電源設備の喪失等により	いによる差異あり	施設
	ために必要な発電用原子炉施設	 計器電源が喪失した場合におい	計器電源が喪失した場合におい		 計測装置等
	の状態を把握するためのパラメ		て,計装設備への代替電源設備と		計測制御系統施設
	ータを計測する装置の電源は、非	して常設代替交流電源設備,可搬	して常設代替交流電源設備, 可搬		2.4 電源喪失時の計測放射線管
	常用交流電源設備又は非常用直	型代替交流電源設備,所内常設蓄	型代替交流電源設備,所内常設蓄		理施設
	流電源設備の喪失等により計器	電式直流電源設備,常設代替直流	電式直流電源設備,常設代替直流		1. 放射線管理用計測装置
	電源が喪失した場合において,代	電源設備又は可搬型代替直流電	電源設備又は可搬型代替直流電		
	替電源設備として常設代替交流	<u>源設備を使用する。</u> ①1	源設備を使用する。①(①1 重複)		
	電源設備,可搬型代替交流電源設		主要な設備は、以下のとおりと		
	備,所内常設蓄電式直流電源設		する。		
	備,常設代替直流電源設備又は可		 ・常設代替交流電源設備(10.2) 		
	搬型代替直流電源設備を使用で		代替電源設備)		
	きる設計とする。		 ・可搬型代替交流電源設備(10.2) 		
	①1 【73条10】		代替電源設備)		
			• 所内常設蓄電式直流電源設備		
			(10.2 代替電源設備)		
			·常設代替直流電源設備(10.2代		
			替電源設備)		
			·可搬型代替直流電源設備(10.2		
			代替電源設備)		
			・代替所内電気設備(10.2 代替		
			電源設備)		
		常設代替交流電源設備,可搬型	常設代替交流電源設備,可搬型		
		代替交流電源設備,所内常設蓄電	代替交流電源設備,所内常設蓄電		
		式直流電源設備,常設代替直流電	式直流電源設備,常設代替直流電		
		源設備,可搬型代替直流電源設備	源設備,可搬型代替直流電源設備		
		及び代替所内電気設備について	及び代替所内電気設備について		
		は、「ヌ(2)(iv) 代替電源設備」	は,「10.2 代替電源設備」に記載		
		に記載する。 4	する。③		

赤色:	: 様式-6 に関する記載(付番及び下線)
青色:	: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色:	: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色:	: 技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色:	: 基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】:関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料)
 ・様式-1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別語-1)
 :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		また,代替電源設備が喪失し計	また,代替電源設備が喪失し計	同趣旨の記載であるが,表現の違	計測制御系統施設
	また,代替電源設備が喪失し計	測に必要な計器電源が喪失した	測に必要な計器電源が喪失した	いによる差異あり	 2.4 電源喪失時の計測
	測に必要な計器電源が喪失した	場合,特に重要なパラメータとし	場合,特に重要なパラメータとし		
	場合,特に重要なパラメータとし	て, 重要監視パラメータ及び重要	て,重要監視パラメータ及び重要		
	て, 炉心損傷防止対策及び格納容	代替監視パラメータ <u>を計測する</u>	代替監視パラメータを計測する		
	器破損防止対策等を成功させる	設備については,温度,圧力,水	設備については,温度,圧力,水		
	ために必要な発電用原子炉施設	位及び流量に係るものについて,	位及び流量に係るものについて,		
	の状態を把握するためのパラメ	<u>乾電池等を電源とした可搬型計</u>	乾電池等を電源とした可搬型計		
	ータを計測する設備については,	測器により計測できる設計とす	測器により計測できる設計とす		
	温度, 圧力, 水位及び流量に係る	<u>3.</u> (1)m	る。		
	ものについて, 乾電池を電源とし		①(①m 重複)		
	た可搬型計測器(原子炉圧力容器	なお, 可搬型計測器による計測	なお, 可搬型計測器による計測		
	及び原子炉格納容器内の温度, 圧	においては, 計測対象の選定を行	においては, 計測対象の選定を行		
	力,水位,流量(注水量)の計測	う際の考え方として,同一パラメ	う際の考え方として,同一パラメ		①n 引用元: P16
	用として測定時の故障を想定し	<u>ータにチャンネルが複数ある場</u>	ータにチャンネルが複数ある場		
	た予備 1 個を含む 1 セット 26 個	合は,いずれか1つの適切なチャ	合は,いずれか1つの適切なチャ		
	(予備 26 個(緊急時対策建屋に	<u>ンネルを選定し計測又は監視す</u>	ンネルを選定し計測又は監視す		
	保管)))により計測できる設計と	るものとする。同一の物理量につ	るものとする。同一の物理量につ		
	し、これらを保管する設計とす	いて, 複数のパラメータがある場	いて,複数のパラメータがある場		
	る。	合は,いずれか1つの適切なパラ	合は,いずれか1つの適切なパラ		
	なお, 可搬型計測器による計測	メータを選定し計測又は監視す	メータを選定し計測又は監視す		
	においては, 計測対象の設定を行	<u>るものとする。</u> ①o	るものとする。 🕸		
	う際の考え方として,同一パラメ		主要な設備は,以下のとおりと		
	ータにチャンネルが複数ある場		する。		
	合はいずれか 1 つの適切なチャ		・可搬型計測器		
	ンネルを選定し計測又は監視す				
	るものとする。				
	同一の物理量について,複数の	c.パラメータ記録時に使用する	(3) パラメータ記録時に使用す		
	パラメータがある場合は, いづれ	設備	る設備		
c)原子炉格納容器内の温度、圧	か 1 つの適切なパラメータを選	<u>原子炉格納容器内の温度,</u> 圧	原子炉格納容器内の温度,圧		
力、水位、水素濃度及び放射線量	定し計測又は監視するものとす	力,水位,水素濃度,放射線量率	力,水位,水素濃度,放射線量率		
率など想定される重大事故等の	る。	<u>等想定される重大事故等の対応</u>	等想定される重大事故等の対応		
対応に必要となるパラメータが	①m①n①o①p 【73 条 11】	<u>に必要となる</u> 重要監視パラメー	に必要となる重要監視パラメー		
計測又は監視及び記録ができる		タ及び重要代替監視パラメータ	タ及び重要代替監視パラメータ		
こと。⑥		<u>は計測又は監視</u> 及び記録ができ	は計測又は監視及び記録ができ		
		<u>る設計とする。</u> ⑥a	る設計とする。		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料)
 ・様式二1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書別談-1)
 :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈		<section-header> Image: Property in the second se</section-header>			備考 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵 湿雪 3.計測装置等 計測制御系統施設 2.3計測結果の表示,記録及び保存 存 放射線管理施設 1. 放射線管理用計測装置 ⑥a引用元:P9 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵 施設 3.計測装置等 計測制御系統施設 2.3計測結果の表示,記録及び保存 存 放射線管理施設 1. 放射線管理用計測装置
	伝送装置にて電磁的に記録,保存 し,電源喪失により保存した記録 が失われないとともに帳票が出 力できる設計とする。また,記録 は必要な容量を保存できる設計 とする。	United by - アクロス (1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(表示装置) ⑥b 6.4.2.1 多様性,位置的分散 基本方針については,「1.1.7. 1 多様性,位置的分散,悪影響防 止等」に示す。		 2.3 計測結果の表示,記録及び保存 存 放射線管理施設
		•) In any dependence, includence of the second se	とで,重要監視パラメータを計測 する設備に対して可能な限り多 様性を持った計測方法により計 測できる設計とする。 重要代替監視パラメータは重 要監視パラメータと可能な限り 位置的分散を図る設計とする。 補助パラメータを計測する設 備は,代替する機能を有する設計 基準事故対処設備と可能な限り 多様性及び独立性を有し,位置的		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)	
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以	人外の記載
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との)対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定抵機に関する説明書別談-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 其本款計本組(從)	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文 <u> </u>	添付書類八 分散を図る設計とする。なお,補	及び基本設計方針との対比	
		2011年1日日本市場市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	助パラメータを計測する設備の		
		4. 作業電話(会社、重要は2.5.5.5日本電話(算像となり、中央)時間(2.5.5.1.7.7.4.5.2.2.7.7.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5	うち,想定される重大事故等時に		
		ご確かに必要なパワインを計算者が回転によりを用えた場所する。 ・ ・ ・ 、 電素数パクラーク及び事業代数件名。 ・ 、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	設計基準対象施設としての機能		
		ただし、気気の力加速加を使用した事により気化すくためパランデブ・ブ (使用した計画に供用 物化) や水気で可能等用用用では用きれるパラントドで加え、定時用用にに用する。 重要発展パラン・ナチカで加速外入時に気パラントでの計画用、NR、可能や泳さの水和電量	を期待する重大事故等対処設備		
		1 日本市場であったのの市場を行って、2月1日本市場にした時に、1月1日本町市市市場路の市場市市市に、2月1日本市市市にした日本市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	は,「1.1.7 重大事故等対処設備		
		(第二) 第二方のパラメータと見見のパラメータを水の動物に整めた見たも年台は、ため動物 影、考査、利率でないとう時からおもこのため、回答が展出するようのを見知らうが起気のかれた見が手掛	に関する基本方針」 のうち,多様		
		第二次の支援すると、単数の支援・バラン・クタル目し、有法の世界を持た人で増減する。 部分したパーベビム、「特バクライ・小会は「シニな新聞と考慮する。 ・判断の特別に知らった利益のなかなたかちか」に、パラン・クレス・シストルの特徴をの考察さ ・	性, 位置的分散を除く設計方針を		
		1 していたいたいのであり、システムを通信したのないないです。その他の前について、他性ななないのクリークを加えていたのである。その他のないです。その他の前について、他性なないです。その他の方にないです。その他の方にないためで、	適用して設計を行う。		
		State of the second sec	重要監視パラメータを計測す		
		1	る設備及び重要代替監視パラメ		
			ータ並びに重大事故等対処設備		
			の補助パラメータを計測する設		
		リ 原子炉格納施設の構造及び設	備の電源は, 共通要因によって同		
		備	時に機能を損なわないよう,非常		
		(3) 非常用格納容器保護設備の	用交流電源設備に対して多様性		
		構造	を有する常設代替交流電源設備		
		(ii) 重大事故等対処設備	又は可搬型代替交流電源設備か		
		d.水素爆発による原子炉格納容	ら給電が可能な設計とする。		
		器の破損を防止するための設備	電源設備の多様性,位置的分散		
		(b) 原子炉格納容器内の水素濃	については「10.2 代替電源設備」		
		度監視及び酸素濃度監視	にて記載する。		
		(b-1) 格納容器内水素濃度(D/	\$		
		W) 及び格納容器内水素濃度(S			
		/C)による原子炉格納容器内の	6.4.2.2 悪影響防止		
		水素濃度監視	基本方針については,「1.1.7.		
		原子炉格納容器内の水素濃度	1 多様性, 位置的分散, 悪影響防		
		監視を行うための重大事故等対	止等」に示す。		
		処設備として, 格納容器内水素濃	重要監視パラメータ及び重要		
		<u>度(D/W)及び格納容器内水素濃</u>	代替監視パラメータを計測する		
		<u>度(S/C)は、炉心の著しい損傷</u>	設備のうち,多重性を有するパラ		
		が発生した場合に,水素濃度が変	メータの計測装置は, チャンネル		
		動する可能性のある範囲の水素	相互を物理的、電気的に分離し、		
		濃度を中央制御室より監視でき	チャンネル間の独立を図る設計		
		る設計とする。格納容器内水素濃	とする。また,重要監視パラメー		
		度(D/W)及び格納容器内水素濃	タ及び重要代替監視パラメータ		
		度(S/C)は,所内常設蓄電式直	の計測装置の間においてもパラ		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料)
 ・様示土平安水機器リスト(設定株拠に関する説明書別談-1)
 : 前回提出時からの変更箇所

要求事項と	の対比表
2001 20	1111111

	設工認申請書	設置許可申請書	200月 比衣	設置許可,技術基準規則	/# +7.
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
		流電源設備,常設代替直流電源設	メータ相互をヒューズにより電		
		備又は可搬型代替直流電源設備	気的に分離することで,他の設備		
		から給電が可能な設計とする。 ②	に悪影響を及ぼさない設計とす		
		1	る。		
			重大事故等対処設備の補助パ		
		(b-2) 原子炉格納容器内雰囲気	ラメータは、電気的に分離するこ		
		計装による原子炉格納容器内の	とで,他の設備に悪影響を及ぼさ		
		水素濃度監視及び酸素濃度監視	ない設計とする。		
		原子炉格納容器内の水素濃度	安全パラメータ表示システム		
		監視及び酸素濃度監視を行うた	(SPDS)は,設計基準対象施		
		めの重大事故等対処設備として,	設として使用する場合と同じ系		
		格納容器内雰囲気水素濃度及び	統構成で重大事故等対処設備と		
		格納容器内雰囲気酸素濃度は,炉	して使用することで,他の設備に		
		心の著しい損傷が発生した場合	悪影響を及ぼさない設計とする。		
		に, <u>サンプリング装置により原子</u>	可搬型計測器は,通常時に接続		
		炉格納容器内の雰囲気ガスを原	先の系統と分離された状態であ		
		子炉建屋原子炉棟内へ導き,検出	ること及び重大事故等時は重大		
		器で測定することで,原子炉格納	事故等対処設備として系統構成		
		容器内の水素濃度及び酸素濃度	をすることにより,他の設備に悪		
		<u>を中央制御室より監視できる設</u>	影響を及ぼさない設計とする。		
		<u>計とする。</u> 2i 格納容器内雰囲気	6		
		水素濃度及び格納容器内雰囲気			
		酸素濃度は,常設代替交流電源設	6.4.2.3 容量等		
		備又は可搬型代替交流電源設備	基本方針については, 「1.1.7.		
		から給電が可能な設計とする。	2 容量等」に示す。		
		2	常設の重大事故等対処設備の		
		なお,原子炉補機代替冷却水系	うち以下のパラメータを計測す		
		から冷却水を供給することによ	る設備は,設計基準対象施設の計		
		り, サンプリングガスを冷却でき	測機能と兼用しており,設計基準		
		る設計とする。2	事故時に使用する場合の計測範		
			囲が,計器の不確かさを考慮して		
			も設計基準を超える状態におい		
			て発電用原子炉施設の状態を推		
			定できるため,設計基準対象施設		
			と同仕様の設計とする。		
			・原子炉圧力		
			 原子炉水位(広帯域) 		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料)
 ・様示工一への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書 別添-1)
 : 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			 ・原子炉水位(燃料域) 		
			・原子炉隔離時冷却系ポンプ出		
			口流量		
			・高圧炉心スプレイ系ポンプ出		
			口流量		
			・残留熱除去系ポンプ出口流量		
			・低圧炉心スプレイ系ポンプ出		
			口流量		
			 格納容器内雰囲気水素濃度 		
			・格納容器内雰囲気放射線モニ		
			タ (D/W)		
			・格納容器内雰囲気放射線モニ		
			タ (S/C)		
			・起動領域モニタ		
			・平均出力領域モニタ		
			· 残留熱除去系熱交換器入口温		
			度		
			· 残留熱除去系熱交換器出口温		
			度		
			•原子炉補機冷却水系系統流量		
			· 残留熱除去系熱交換器冷却水		
			入口流量		
			・原子炉隔離時冷却系ポンプ出		
			口圧力		
			・高圧炉心スプレイ系ポンプ出		
			口圧力		
			・残留熱除去系ポンプ出口圧力		
			・低圧炉心スプレイ系ポンプ出		
			口圧力		
			 格納容器内雰囲気酸素濃度 		
			・使用済燃料プール水位/温度		
			(ガイドパルス式)		
			常設の重大事故等対処設備の		
			うち以下のパラメータを計測す		
			る設備は,計器の不確かさを考慮		
			しても設計基準を超える状態に		
			おいて発電用原子炉施設の状態		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料)
 ・様示土への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定株拠に関する説明書 別添-1)
 : 前回提出時からの変更箇所

要求	く事項と	の対比表
~		- /

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			を推定できる設計とする。		
			・原子炉圧力容器温度		
			・原子炉圧力 (SA)		
			・原子炉水位(SA広帯域)		
			・原子炉水位(SA燃料域)		
			・高圧代替注水系ポンプ出口流		
			量		
			・残留熱除去系洗浄ライン流量		
			(残留熱除去系ヘッドスプレイ		
			ライン洗浄流量)		
			・残留熱除去系洗浄ライン流量		
			(残留熱除去系B系格納容器冷		
			却ライン洗浄流量)		
			・直流駆動低圧注水系ポンプ出		
			口流量		
			・代替循環冷却ポンプ出口流量		
			・原子炉格納容器代替スプレイ		
			流量		
			·原子炉格納容器下部注水流量		
			・ドライウェル温度		
			・圧力抑制室内空気温度		
			・サプレッションプール水温度		
			·原子炉格納容器下部温度		
			・ドライウェル圧力		
			・圧力抑制室圧力		
			・圧力抑制室水位		
			・原子炉格納容器下部水位		
			・ドライウェル水位		
			・格納容器内水素濃度(D/W)		
			・格納容器内水素濃度(S/C)		
			・フィルタ装置水位(広帯域)		
			・フィルタ装置入口圧力(広帯		
			城)		
			・フィルタ装置出口圧力(広帯		
			城)		
			・フィルタ装置水温度		
			 ・フィルタ装置出口放射線モニ 		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】:関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定抵機に関する説明書別談-1) :前回提出時からの変更箇所

要求事項との)対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			<i>А</i>		
			・フィルタ装置出口水素濃度		
			・耐圧強化ベント系放射線モニ		
			<i>A</i>		
			・復水貯蔵タンク水位		
			・高圧代替注水系ポンプ出口圧		
			力		
			・直流駆動低圧注水系ポンプ出		
			口圧力		
			・代替循環冷却ポンプ出口圧力		
			・復水移送ポンプ出口圧力		
			・原子炉建屋内水素濃度		
			 静的触媒式水素再結合装置動 		
			作監視装置		
			・使用済燃料プール水位/温度		
			(ヒートサーモ式)		
			・使用済燃料プール上部空間放		
			射線モニタ(高線量,低線量)		
			・使用済燃料プール監視カメラ		
			重大事故等対処設備の補助パ		
			ラメータは,重大事故等対処設備		
			を活用する手順等の着手の判断		
			ができ,系統の目的に応じて必要		
			となる計測範囲を有する設計と		
			する。		
			安全パラメータ表示システム		
			(SPDS)は, 想定される重大		
			事故等時に発電所内の通信連絡		
			をする必要のある場所に必要な		
			データ量を伝送することができ		
			る設計とする。		
			$\widehat{\mathbf{A}}$		
			可搬型計測器は,原子炉圧力容		
			器及び原子炉格納容器内の温度,		
			圧力,水位及び流量(注水量)の		
			計測用として 26 個(測定時の故		
			障を想定した予備1個含む。)使		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料)
 ・様示土への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定株拠に関する説明書 別添-1)
 : 前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			用する。保有数は,故障時及び保		
			守点検による待機除外時のバッ		
			クアップ用として <u>26</u> 個を含めて		
			合計 52 個を分散して保管する。		
			①n		
			6.4.2.4 環境条件等		
			基本方針については,「1.1.7.		
			3環境条件等」に示す。		
			重要監視パラメータ及び重要		
			代替監視パラメータのうち以下		
			のパラメータを計測する設備は,		
			原子炉格納容器内に設置し,想定		
			される重大事故等時における環		
			境条件を考慮した設計とする。		
			 ・原子炉圧力容器温度 		
			・ドライウェル温度		
			 ・圧力抑制室内空気温度 		
			・サプレッションプール水温度		
			 原子炉格納容器下部温度 		
			 原子炉格納容器下部水位 		
			・ドライウェル水位		
			・格納容器内水素濃度(D/W)		
			・格納容器内水素濃度(S/C)		
			・起動領域モニタ		
			・平均出力領域モニタ		
			なお,起動領域モニタ及び平均		
			出力領域モニタについては,想定		
			される重大事故等時初期におけ		
			る原子炉格納容器内の環境条件		
			を考慮した設計とする。		
			重要監視パラメータ及び重要		
			代替監視パラメータ並びに重大		
			事故等対処設備の補助パラメー		
			タのうち以下のパラメータを計		
			測する設備は,原子炉建屋原子炉		
			棟内に設置し,想定される重大事		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料)
 ・様式-1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書)別添-1)
 :前回提出時からの変更箇所

要求事項との	対比表
--------	-----

安水事項との対比衣					
技術基準規則・解釈	—————————————————————————————————————	成 世 計 引 中 胡 音 本 文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
			故等時における環境条件を考慮		
			した設計とする。		
			・原子炉圧力		
			・原子炉圧力 (SA)		
			 ・原子炉水位(広帯域) 		
			·原子炉水位 (燃料域)		
			・原子炉水位 (SA広帯域)		
			・原子炉水位 (SA燃料域)		
			・高圧代替注水系ポンプ出口流		
			量		
			(残留熱除去系ヘッドスプレイ		
			ライン洗浄流量)		
			・残留熱除去系洗浄ライン流量		
			(残留熱除去系 B 系格納容器冷		
			却ライン洗浄流量)		
			・原子炉隔離時冷却系ポンプ出		
			口流量		
			・高圧炉心スプレイ系ポンプ出		
			口流量		
			・残留熱除去系ポンプ出口流量		
			・低圧炉心スプレイ系ポンプ出		
			口流量		
			・原子炉格納容器代替スプレイ		
			流量		
			•原子炉格納容器下部注水流量		
			・ドライウェル圧力		
			・圧力抑制室圧力		
			 • 圧力抑制室水位 		
			 格納容器内雰囲気水素濃度 		
			・格納容器内雰囲気放射線モニ		
			タ (D/W)		
			・格納容器内雰囲気放射線モニ		
			夕(S/C)		
			・フィルタ装置水位(広帯域)		
			・フィルタ装置出口圧力(広帯		
			域)		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定挑機に関する説明書別)添-1) : 前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	200対 比衣	設置許可,技術基準規則	備考
这时盔牛死的一种化	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	C~ HI
			・フィルタ装置水温度		
			・フィルタ装置出口水素濃度		
			•残留熱除去系熱交換器入口温		
			度		
			•残留熱除去系熱交換器出口温		
			度		
			 残留熱除去系熱交換器冷却水 		
			入口流量		
			・高圧代替注水系ポンプ出口圧		
			力		
			・原子炉隔離時冷却系ポンプ出		
			口圧力		
			・高圧炉心スプレイ系ポンプ出		
			口圧力		
			・残留熱除去系ポンプ出口圧力		
			・低圧炉心スプレイ系ポンプ出		
			口圧力		
			・復水移送ポンプ出口圧力		
			・原子炉建屋内水素濃度		
			•静的触媒式水素再結合装置動		
			作監視装置		
			 格納容器内雰囲気酸素濃度 		
			・使用済燃料プール水位/温度		
			(ヒートサーモ式)		
			・使用済燃料プール水位/温度		
			(ガイドパルス式)		
			・使用済燃料プール上部空間放		
			射線モニタ(高線量,低線量)		
			・使用済燃料プール監視カメラ		
			・高圧窒素ガス供給系 ADS入		
			口圧力		
			重要監視パラメータ及び重要		
			代替監視パラメータ並びに重大		
			事故等対処設備の補助パラメー		
			タのうち以下のパラメータを計		
			測する設備は,原子炉建屋付属棟		
			内に設置し,想定される重大事故		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料)
 ・様示工一への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書 別添-1)
 : 前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			等時における環境条件を考慮し	KO ATKIT/J CO/J/L	
			た設計とする。		
			・直流駆動低圧注水系ポンプ出		
			口流量		
			・代替循環冷却ポンプ出口流量		
			・フィルタ装置入口圧力(広帯		
			域)		
			・フィルタ装置出口放射線モニ		
			タ		
			・耐圧強化ベント系放射線モニ		
			A		
			· 原子炉補機冷却水系系統流量		
			・直流駆動低圧注水系ポンプ出		
			口圧力		
			・代替循環冷却ポンプ出口圧力		
			・代替高圧窒素ガス供給系窒素		
			ガス供給止め弁入口圧力		
			重要監視パラメータ及び重要		
			代替監視パラメータのうち以下		
			のパラメータを計測する設備は、		
			屋外(CST連絡トレンチ/バル		
			ブ室)に設置し,想定される重大		
			事故等時における環境条件を考		
			慮した設計とする。		
			・復水貯蔵タンク水位		
			重要監視パラメータ及び重要		
			代替監視パラメータ並びに重大		
			事故等対処設備の補助パラメー		
			タのうち以下のパラメータを計		
			測する設備は、制御建屋内に設置		
			し,想定される重大事故等時にお		
			ける環境条件を考慮した設計と		
			する。		
			・6-2F-1 母線電圧		
			• 6-2F-2 母線電圧		
			 6-2C 母線電圧 		
			・6-2D 母線電圧		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】:関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定抵機に関する説明書別談-1) :前回提出時からの変更箇所

要求事項と	の対比表
女小手長し	VAPLA

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	2007日20 設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			 ・6-2H 母線電圧 	人员 本中区时为新日本外纪	
			・4-2C 母線電圧		
			・4-2D 母線電圧		
			・125V 直流主母線 2A 電圧		
			・125V 直流主母線 2B 電圧		
			・125V 直流主母線 2A-1 電圧		
			・125V 直流主母線 2B-1 電圧		
			・250V 直流主母線電圧		
			・HPCS125V 直流主母線電圧		
			安全パラメータ表示システム		
			(SPDS)のうちデータ収集装		
			置は,制御建屋内に設置し,想定		
			される重大事故等時における環		
			境条件を考慮した設計とする。デ		
			ータ収集装置は,想定される重大		
			事故等時に操作を行う必要がな		
			い設計とする。		
			安全パラメータ表示システム		
			(SPDS)のうちSPDS伝送		
			装置は,緊急時対策建屋緊急時対		
			策所内に設置し,想定される重大		
			事故等時における環境条件を考		
			慮した設計とする。安全パラメー		
			タ表示システム (SPDS) のう		
			ちSPDS伝送装置は,想定され		
			る重大事故等時に操作を行う必		
			要がない設計とする。		
			安全パラメータ表示システム		
			(SPDS)のうちSPDS表示		
			装置は,緊急時対策建屋緊急時対		
			策所内に設置し,想定される重大		
			事故等時における環境条件を考		
			慮した設計とする。安全パラメー		
			タ表示システム (SPDS) のう		
			ちSPDS表示装置の操作は,想		
			定される重大事故等時において,		
			設置場所で可能な設計とする。		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】:関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <− (関連する資料)</p>
 ・様式−1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定紙機に関する説明書別派−1)
 :前回提出時からの変更箇所

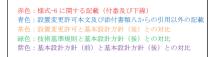
様式-7

	設工認申請書	設置許可申請書	との対比衣	設置許可,技術基準規則	(共 支
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
			可搬型計測器は,制御建屋内及		
			び緊急時対策建屋緊急時対策所		
			<u>内に保管</u> し,想定される重大事故		
			等時における環境条件を考慮し		
			た設計とする。可搬型計測器の操		
			作は,想定される重大事故等時に		
			おいて,設置場所で可能な設計と		
			する。①p		
			6.4.2.5 操作性の確保		
			基本方針については,「1.1.7.4		
			操作性及び試験・検査性」に示す。		
			常設の重大事故等対処設備の		
			うち,以下のパラメータを計測す		
			る設備は設計基準対象施設とし		
			て使用する場合と同じ構成で使		
			用できる設計とする。		
			・原子炉圧力		
			 ・原子炉水位(広帯域) 		
			·原子炉水位 (燃料域)		
			・原子炉隔離時冷却系ポンプ出		
			口流量		
			・高圧炉心スプレイ系ポンプ出		
			口流量		
			・残留熱除去系ポンプ出口流量		
			・低圧炉心スプレイ系ポンプ出		
			口流量		
			•格納容器内雰囲気水素濃度		
			・格納容器内雰囲気放射線モニ		
			タ (D/W)		
			・格納容器内雰囲気放射線モニ		
			タ(S/C)		
			 ・起動領域モニタ 		
			・平均出力領域モニタ		
			• 残留熱除去系熱交換器入口温		
			度		
			戊		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料)
 ・様示土への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定株拠に関する説明書 別添-1)
 : 前回提出時からの変更箇所

	設工認申請書	設置許可申請書	200列LL衣 設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	/++- ++
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
			 ・残留熱除去系熱交換器出口温 		
			度		
			·原子炉補機冷却水系系統流量		
			· 残留熱除去系熱交換器冷却水		
			入口流量		
			・原子炉隔離時冷却系ポンプ出		
			口圧力		
			・高圧炉心スプレイ系ポンプ出		
			口圧力		
			・残留熱除去系ポンプ出口圧力		
			・低圧炉心スプレイ系ポンプ出		
			口圧力		
			 格納容器内雰囲気酸素濃度 		
			・使用済燃料プール水位/温度		
			(ガイドパルス式)		
			・6-2C 母線電圧		
			・6-2D 母線電圧		
			・6-2H 母線電圧		
			・4-2C 母線電圧		
			・4-2D 母線電圧		
			・125V 直流主母線 2A 電圧		
			・125V 直流主母線 2B 電圧		
			・250V 直流主母線電圧		
			・HPCS125V 直流主母線電圧		
			・高圧窒素ガス供給系 ADS入		
			口圧力		
			格納容器内雰囲気水素濃度及		
			び格納容器内雰囲気酸素濃度は,		
			設計基準対象施設として使用す		
			る場合と同じ構成で, 重大事故等		
			対処設備として使用できる設計		
			とする。格納容器内雰囲気水素濃		
			度及び格納容器内雰囲気酸素濃		
			度を計測するためのサンプリン		
			グ装置は中央制御室の操作スイ		
			ッチにより操作が可能な設計と		
			する。		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書別)添-1) : 前回提出時からの変更箇所

要求事項と	との対比表
-------	-------

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			常設の重大事故等対処設備の		
			うち,以下のパラメータを計測す		
			る設備は設計基準対象施設と兼		
			用せず,他の系統と切り替えるこ		
			となく使用できる設計とする。		
			 ・原子炉圧力容器温度 		
			・原子炉圧力 (SA)		
			 ・原子炉水位(SA広帯域) 		
			・原子炉水位 (SA燃料域)		
			・高圧代替注水系ポンプ出口流		
			量		
			・残留熱除去系洗浄ライン流量		
			(残留熱除去系ヘッドスプレイ		
			ライン洗浄流量)		
			・残留熱除去系洗浄ライン流量		
			(残留熱除去系B系格納容器冷		
			却ライン洗浄流量)		
			・直流駆動低圧注水系ポンプ出		
			口流量		
			・代替循環冷却ポンプ出口流量		
			・原子炉格納容器代替スプレイ		
			流量		
			•原子炉格納容器下部注水流量		
			・ドライウェル温度		
			 ・圧力抑制室内空気温度 		
			・サプレッションプール水温度		
			• 原子炉格納容器下部温度		
			・ドライウェル圧力		
			・圧力抑制室圧力		
			・圧力抑制室水位		
			• 原子炉格納容器下部水位		
			・ドライウェル水位		
			・格納容器内水素濃度(D/W)		
			・格納容器内水素濃度(S/C)		
			・フィルタ装置水位(広帯域)		
			・フィルタ装置入口圧力(広帯		
			域)		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書別談-1) : 前回提出時からの変更箇所

技術基準規則·解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	フィルタ装置出口圧力(広帯	及び基本設計方針との対比	
			域)		
			・フィルタ装置水温度		
			 ・フィルタ装置出口放射線モニ 		
			タークシス世界に見ていた。		
			・フィルタ装置出口水素濃度		
			・耐圧強化ベント系放射線モニ		
			A		
			・復水貯蔵タンク水位		
			・高圧代替注水系ポンプ出口圧		
			力		
			・直流駆動低圧注水系ポンプ出		
			口圧力		
			・代替循環冷却ポンプ出口圧力		
			・復水移送ポンプ出口圧力		
			・原子炉建屋内水素濃度		
			·静的触媒式水素再結合装置動		
			作監視装置		
			・使用済燃料プール水位/温度		
			(ヒートサーモ式)		
			・使用済燃料プール上部空間放		
			射線モニタ(高線量,低線量)		
			・使用済燃料プール監視カメラ		
			・6-2F-1 母線電圧		
			・6-2F-2 母線電圧		
			・125V 直流主母線 2A-1 電圧		
			・125V 直流主母線 2B-1 電圧		
			・代替高圧窒素ガス供給系窒素		
			ガス供給止め弁入口圧力		
			フィルタ装置出口水素濃度を		
			計測するためのサンプリング装		
			置は,想定される重大事故等時に		
			切り替えることなく使用できる		
			設計とする。フィルタ装置出口水		
			素濃度を計測するためのサンプ		
			リング装置は、中央制御室の操作		
			スイッチ及び原子炉建屋付属棟		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料)
 ・様式二1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書別該-1)
 :前回提出時からの変更箇所

要求事項	との	り対.	比表
------	----	-----	----

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	添付書類八の弁を遠隔で手動操作が可能な	及び基本設計方針との対比	- 274 *
			の井を遠隔で手動操作が可能な設計とする。		
			設計こりる。 安全パラメータ表示システム		
			(SPDS)は,想定される重大		
			事故等時において,設計基準対象		
			事 0 寺 時 に わい し, 設計 基 年 対 家 施設として使用する場合と同じ		
			系統構成で重大事故等対処設備		
			未就構成で重入事成等対処設備 として使用する設計とする。安全		
			こして使用, 500 m こ, 50 g 至 パラメータ表示システム (SPD		
			S)のうちデータ収集装置及びS		
			90550000000000000000000000000000000000		
			PDS仏送表直は, 常時仏送を1) うため, 通常操作を必要としない		
			設計とする。安全パラメータ表示		
			システム (SPDS) のうちSP		
			DS表示装置は, 付属の操作スイ		
			ッチにより緊急時対策建屋緊急		
			時対策所内で操作が可能な設計		
			とする。		
			可搬型計測器は,設計基準対象		
			施設とは兼用しないため、想定さ		
			れる重大事故等時に切り替える		
			ことなく使用できる設計とする。		
			可搬型計測器の計装ケーブルの		
			接続は、ボルト・ネジ接続とし、		
			接続規格を統一することにより,		
			一般的に使用される工具を用い		
			て確実に接続できる設計とし,付		
			属の操作スイッチにより設置場		
			所で操作が可能な設計とする。		
			(9)		
			6.4.3 主要設備及び仕様		
			計装設備(重大事故等対処設		
			備)の主要機器仕様並びに重要監		
			視パラメータ及び重要代替監視		
			パラメータを第 6.4-1 表及び		
			第6.4-2 表に,代替パラメータ		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料)
 ・様示エーへの展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書別添-1)
 :前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設置許可申請書	との対比衣	設置許可,技術基準規則	Atta dar
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
			による主要パラメータの推定を		
			第6.4-3 表に示す。また,重大		
			事故等対処設備を活用する手順		
			等の着手の判断基準として用い		
			る補助パラメータを第 6.4-4		
			表に示す。③		
			••••••		
			6.4.4 試験検査		
			基本方針については,「1.1.7.4		
			操作性及び試験・検査性」に示す。		
			重要監視パラメータ及び重要		
			代替監視パラメータ並びに重大		
			事故等対処設備の補助パラメー		
			タを計測する設備は,発電用原子		
			炉の運転中又は停止中に, 模擬入		
			力による機能・性能の確認(特性		
			の確認)及び校正が可能な設計と		
			する。		
			安全パラメータ表示システム		
			(SPDS)は,発電用原子炉の		
			運転中又は停止中に機能・性能の		
			確認及び外観の確認が可能な設		
			計とする。		
			可搬型計測器は,発電用原子炉		
			の運転中又は停止中に、模擬入力		
			による性能の確認が可能な設計		
			とする。		
			\mathbf{O}		
			~		
			第 6.4-1 表 計装設備(重大		
			事故等対処設備)の主要機器仕様		
			(1) <u>原子炉圧力容器温度</u>		
			個数 5		
			<u>▶</u> 計測範囲 0~500℃②b		
			(2) 原子炉圧力		
			(2) 原了 炉口 パマ 兼用する設備は以下のとおり。		
			*原子炉プラント・プロセス計装		
			・「「」」、「」、「、」、「、」、「、」、「、」、「、」、「、」、「、」、「、」		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】:関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定抵機に関する説明書別談-1) :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	2003月11-32 設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
12 帕 苯 毕 况 則 · 胜 朳	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備与
			個 数 2		
			計測範囲 0~10MPa[gage]		
			(3)原子炉圧力(SA) 🕀		
			個 数 2		
			計測範囲 0~11MPa[gage]		
			(4)原子炉水位(広帯域) 4		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			・原子炉プラント・プロセス計装		
			個 数 2		
			計測範囲 - 3,800mm ~		
			1,500mm ^{**1}		
			(5)原子炉水位(燃料域) 🚯		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			・原子炉プラント・プロセス計装		
			個 数 2		
			計測範囲 - 3,800mm ~		
			1, 300mm ^{*2}		
			(6) 原子炉水位 (SA広帯域) 🕢		
			個数 1		
			計測範囲 - 3,800mm ~		
			1,500mm ^{\times1}		
			(7) 原子炉水位(SA燃料域) 🕢		
			個数 1		
			計測範囲 - 3,800mm ~		
			1,300mm ^{※2} (8) 高圧代替注水系ポンプ出口		
			(8) 高圧代替注水糸ホンノ出口 流量④		
			□		
			¹ 個 数 1 計測範囲 0~120m ³ ∕h		
			前側範囲 (9) 残留熱除去系洗浄ライン流		
			(9) 残留熱除去系元伊ノイン流量(残留熱除去系ヘッドスプレイ		
			■ (残留熱除云赤)、ワトスノレイ ライン洗浄流量) ④		
			□ 数 1		
			□ — — — — — — — — — — — — — — — — — — —		
			(10) 残留熱除去系洗浄ライン流		
			(10) 残留熟除去系B系格納容器冷		
			単(%==※除云示D示招約谷硷市 却ライン洗浄流量) ◆		
	1		シャノコン いけ 加里/ 🏹	l	l

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)	
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以タ	トの記載
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対	讨比

【○○条○○】:関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定低機に関する説明書別談-1) :前回提出時からの変更箇所

要求事項との	D対比表
--------	------

	設工認申請書	設置許可申請書	200月112次 設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	144 - +7.
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
			個 数 1		
			計測範囲 0~220m ³ /h		
			(11)直流駆動低圧注水系ポンプ		
			出口流量		
			個 数 1		
			計測範囲 0~100m ³ /h		
			(12)代替循環冷却ポンプ出口流		
			量④		
			個 数 1		
			計測範囲 0~200m ³ /h		
			(13) 原子炉隔離時冷却系ポンプ		
			出口流量④		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			・原子炉プラント・プロセス計装		
			個 数 1		
			計測範囲 0~150m ³ /h		
			(14)高圧炉心スプレイ系ポンプ		
			出口流量		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			・原子炉プラント・プロセス計装		
			個 数 1		
			計測範囲 0~1,500m ³ /h		
			(15) 残留熱除去系ポンプ出口流		
			量④		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			・原子炉プラント・プロセス計装		
			個 数 3		
			計測範囲 0~1,500m ³ /h		
			(16)低圧炉心スプレイ系ポンプ		
			出口流量④		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			・原子炉プラント・プロセス計装		
			個 数 1		
			計測範囲 0~1,500m ³ /h		
			(17) 原子炉格納容器代替スプレ		
			イ流量④		
			個 数 2		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定抵機に関する説明書別談-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計力計(後)	本文	添付書類八 計測範囲 0 ~100m ³ ∕h	及び基本設計方針との対比	
			(18) 原子炉格納容器下部注水流		
			一 ` 個 数 1		
			計測範囲 0~110m ³ /h		
			(19) ドライウェル温度④		
			個 数 11		
			計測範囲 0~300℃		
			(20)圧力抑制室内空気温度④		
			個 数 4		
			計測範囲 0~300℃		
			(21) サプレッションプール水温		
			度④		
			個 数 16		
			計測範囲 0~200℃		
			(22) 原子炉格納容器下部温度		
			<₽		
			個 数 12		
			計測範囲 0~700℃		
			(23)ドライウェル圧力��		
			個 数 1		
			計測範囲 0~1 MPa[abs]		
			(24) 圧力抑制室圧力		
			個数 1		
			計測範囲 0~1MPa[abs]		
			(25) 圧力抑制室水位		
			個数 2		
			計測範囲 0~5m (0.P		
			3900mm~1100mm) ^{※3}		
			(26) 原子炉格納容器下部水位		
			個数 12		
			計測範囲 0.5m, 1.0m, 1.5m, 2.0m, 2.5m, 2.8m (0.P 2000mm,		
			2.0m, $2.5m$, $2.8m$ (0. P. $-2000mm$, $-1500mm$, $-1000mm$, $-500mm$,		
			- 1500mm, - 1000mm, - 500mm, 0mm, 300mm) ^{*3}		
			(27)ドライウェル水位🚯		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定抵機に関する説明書別談-1) : 前回提出時からの変更箇所

++ 佐甘滩相田 . 細細	設工認申請書	設置許可申請書	200列LL衣 設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	<i> </i> 世 之
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
			個 数 6		
			計測範囲 0.02m, 0.23m, 0.34m		
			(0. P. 1170mm, 1380mm, 1490mm)		
			*3		
			(28) 格納容器内水素濃度(D/		
			W) 🚯		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			・水素爆発による原子炉格納容		
			器の破損を防止するための設備		
			個 数 2		
			計測範囲 0~100vol%		
			(29) 格納容器内水素濃度(S/		
			C) 🚯		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			・水素爆発による原子炉格納容		
			器の破損を防止するための設備		
			個 数 2		
			計測範囲 0~100vol%		
			(30) 格納容器内雰囲気水素濃度		
			4		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			・原子炉プラント・プロセス計装		
			・水素爆発による原子炉格納容		
			器の破損を防止するための設備		
			個 数 4		
			計測範囲 0~30vo1%/0~		
			100vol%		
			(31) 格納容器内雰囲気放射線モ		
			ニタ (D/W) 🚯		
			第 8.1-2 表 放射線管理設備		
			(重大事故等時)の主要機器仕様		
			に記載する。		
			(32) 格納容器内雰囲気放射線モ		
			ニタ (S∕C) �		
			第 8.1-2 表 放射線管理設備		
			(重大事故等時)の主要機器仕様		
			に記載する。		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料)
 ・様式二1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書別談-1)
 :前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	添付書類八 (33) 起動領域モニタ◆	及び基本設計方針との対比	
			(33) 起動領域モニク 兼用する設備は以下のとおり。		
			* 原子炉核計装		
			個数8		
			計測範囲 10^{-1} cps $\sim 10^{6}$ cps $(1 \times 10^{3}$ cm ⁻² · s ⁻¹ $\sim 1 \times 10^{9}$ cm ⁻² · s ⁻¹)		
			$0 \sim 40 \% \ \ensuremath{\mathbb{Z}}\ \ensuremath{\mathbb{I}}\ $		
			$10^8 \text{cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1} \sim 2 \times 10^{13} \text{cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1}$		
			(34) 平均出力領域モニタ		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			・原子炉核計装		
			個数 6 **4		
			計測範囲 0~125% (1.2×		
			$10^{12} \text{cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1} \sim 2.8 \times 10^{14} \text{cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1}$		
			(35) フィルタ装置水位(広帯域)		
			<u>個数3</u>		
			<u>計測範囲 0~3,650mm</u>		
			(36) <u>フィルタ装置入口圧力(広</u>		
			<u>帯域)</u>		
			個数1		
			<u>計測範囲 - 0.1 ~ 1</u>		
			<u>MPa[gage]</u>		
			(37) <u>フィルタ装置出口圧力(広</u>		
			<u>帯域)</u>		
			個数1		
			計測範囲 - 0.1 ~ 1		
			<u>MPa[gage]</u>		
			(38) フィルタ装置水温度		
			個数3		
			<u>計測範囲 0~200℃</u> ②c		
			(39) フィルタ装置出口放射線モ		
			=94		
			第 8.1-2 表 放射線管理設備		
			(重大事故等時)の主要機器仕様		
			に記載する。		
			(40) フィルタ装置出口水素濃度		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			本用する以間はめ上のこわり。		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書別談-1) : 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	▲个KH75⊌ (K)		・水素爆発による原子炉格納容	人の 本不따計 が計 この 内記	
			器の破損を防止するための設備		
			個数2		
			<u>計測範囲 0~30vol%/0~</u>		
			<u>100vol%</u> 2d		
			(41) 耐圧強化ベント系放射線モ		
			ニタ ④		
			第 8.1-2 表 放射線管理設備		
			(重大事故等時)の主要機器仕様		
			に記載する。		
			(42) 残留熱除去系熱交換器入口		
			温度 🚯		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			・原子炉プラント・プロセス計装		
			個数2		
			計測範囲 0~300℃		
			(43) 残留熱除去系熱交換器出口		
			温度		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			・原子炉プラント・プロセス計装		
			個数2		
			計測範囲 0~300℃		
			(44) <u>原子炉補機冷却水系系統流</u>		
			量		
			兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉プラント・プロセス計装		
			·原子炉フランド・フロビス計表 <u>個数2</u>		
			<u>回 数 2</u> <u>計測範囲 0~4,000m³∕h</u>		
			(45) <u>残留熱除去系熱交換器冷却</u>		
			水入口流量		
			<u>赤八百流重</u> 兼用する設備は以下のとおり。		
			・原子炉プラント・プロセス計装		
			個数2		
			<u>計測範囲 0~1,500m³/h</u> 2		
			e		
			(46)復水貯蔵タンク水位↔		
			個数 1		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料)
 ・様式二1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書別該-1)
 :前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	添付書類八 計測範囲 0~3,200m ³	及び基本設計方針との対比	
			(47) 高圧代替注水系ポンプ出口		
			(47) 間上代香在水系がシン田口 圧力		
			個数 1		
			■ 数 1 計測範囲 0~15MPa[gage]		
			(48) 直流駆動低圧注水系ポンプ		
			出口圧力		
			個数 1		
			計測範囲 $0 \sim 2 \text{ MPa[gage]}$		
			(49) 代替循環冷却ポンプ出口圧		
			力争		
			個数 1		
			計測範囲 0~4MPa[gage]		
			(50) 原子炉隔離時冷却系ポンプ		
			出口圧力④		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			・原子炉プラント・プロセス計装		
			個 数 1		
			計測範囲 0~15MPa[gage]		
			(51) 高圧炉心スプレイ系ポンプ		
			出口圧力④		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			・原子炉プラント・プロセス計装		
			個 数 1		
			計測範囲 0~12MPa[gage]		
			(52) 残留熱除去系ポンプ出口圧		
			力④		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			・原子炉プラント・プロセス計装		
			個 数 3		
			計測範囲 0~4MPa[gage]		
			(53)低圧炉心スプレイ系ポンプ		
			出口圧力		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			・原子炉プラント・プロセス計装		
			個 数 1		
			計測範囲 0~5MPa[gage]		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】:関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所

要求事項との	対比表
--------	-----

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
			(54) 復水移送ポンプ出口圧力 ④		
			計測範囲 0~1.5MPa[gage]		
			(55) 原子炉建屋内水素濃度		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			・水素爆発による原子炉建屋等の提復な広止たスカルの部件		
			の損傷を防止するための設備		
			個数 7		
			計測範囲 $0 \sim 10 \text{vol}\%$		
			(56) <u>静的触媒式水素再結合装置</u>		
			<u>動作監視装置</u>		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			・水素爆発による原子炉建屋等		
			の損傷を防止するための設備		
			<u>計測範囲 0~500°C</u> 2f		
			(57) 格納容器内雰囲気酸素濃度④		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			・原子炉プラント・プロセス計装		
			・水素爆発による原子炉格納容		
			器の損傷を防止するための設備		
			個 数 2		
			計測範囲 0~30vo1%		
			(58) 使用済燃料プール水位/温		
			度(ヒートサーモ式) 4		
			第 4.3-1 表 使用済燃料プール		
			の冷却等のための設備の主要機		
			器仕様に記載する。		
			(59)使用済燃料プール水位/温		
			度(ガイドパルス式) 🚸		
			第 4.3-1 表 使用済燃料プール		
			の冷却等のための設備の主要機		
			器仕様に記載する。		
			(60) 使用済燃料プール上部空間		
			放射線モニタ(高線量、低線量)		

47



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書別談-1) : 前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表	
又小手员已~小阳武	

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計力計(後)	本文	心的音短八 ②g	及び基本設計方針との対比	
			(2)g 第 8.1-2 表 放射線管理設備		
			(重大事故等時)の主要機器仕様		
			に記載する。		
			(61) 使用済燃料プール監視カメ		
			$\frac{\overline{7}}{2}$ 2h		
			<u> </u> 第 4.3-1 表 使用済燃料プール		
			の冷却等のための設備の主要機		
			器仕様に記載する。		
			(62)安全パラメータ表示システ		
			$\Delta (SPDS)$		
			第 10.12-2 表 通信連絡を行う		
			ために必要な設備(常設)の主要		
			機器仕様に記載する。③		
			(63) 可搬型計測器		
			個数 26 (予備 26)		
			① (①n 重複)		
			※1:基準点はドライヤスカート		
			底部付近(原子炉圧力容器零レベ		
			ルより 1,313cm 上)		
			※2:基準点は有効燃料棒頂部付		
			近(原子炉圧力容器零レベルより		
			900cm 上)		
			※3:0.P.(女川原子力発電所工		
			事用基準面) =T. P. (東京湾平		
			均海面) -0.74m		
			※4:局部出力領域モニタの検出		
			器は124 個であり, 平均出力領域		
			モニタの各チャンネルには, A系		
			17個及びB系14個ずつの信号が		
			入力される。		
			· · · · ·		



【○○条○○】:関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 「職連する資料>
 ・様式二1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定低機に関する説明書)別添-1)
 :前回提出時からの変更箇所

				要求事項との	対比表						
				設置許可 添付書類							
	第 6.4-2 表	重要盟	塩視パラメー	タ及び重要代	* 替監視パラメータ (重大事故等対処設備)						
分類	重要監視バラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬型 計測器 個数					
	原子炉圧力容器温度	5	0∼500°C	最大值:約297℃*3	重大事故等時における損傷炉心の冷却状態を把握し,適切に対応するための判断基準(300℃)に対し て500℃までを監視可能。	1					
原子炉圧力*1											
① 原	原子炉圧力 (SA) *1	一口②原子炉	- 「②原子炉圧力容器内の圧力」を監視するバラメータと同じ。								
子の炉	原子炉水位(広帯域)*1										
温 度 力 容	原子炉水位(燃料域)*1	0576									
器内	原子炉水位(SA広帯域)*1	- 「③原子炉圧力容器内の水位」を監視するパラメータと同じ。 									
	原子炉水位(SA燃料域)*1										
	残留熱除去系熱交換器入口温度*1	「②最終ヒ	ートシンクの確保(残留	留熱除去系)」を監視するパ	ラメータと同じ。						
	原子炉圧力*2	2	0~10MPa[gage]	最大值:約8.11MPa[gage]	重大事故等時における原子炉圧力容器最高圧力(9.26MPa[gage])を包絡する範囲として設定。	1					
2	原子炉圧力(SA) ^{*2}	2	0~11MPa[gage]	最大值:約8.11MPa[gage]	原子炉圧力容器最高使用圧力 (8.62MPa[gage]) の1.2倍 (10.34MPa[gage]) を監視可能。	1					
原子	原子炉水位(広帯域)*1		•	ł.							
の 圧 圧 力力	原子炉水位(燃料域)*1	[@@Z#	正十分明内の大位」な国	と知ってパラノータレ同じ							
容器	原子炉水位(SA広帯域) ^{*1}	「③尿于炉	圧力存留的の小位」を開	塩視するパラメータと同じ。							
内	原子炉水位(SA燃料域)*1										
	原子炉圧力容器温度*1	「①原子炉	圧力容器内の温度」を璽	監視するパラメータと同じ。							
※赤線	部:①c	-									



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料)
 ・様式-1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書)別添-1)
 :前回提出時からの変更箇所

				設置許可申				
a't	<pre>>)</pre>			添付書類				
づき								
分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可摘 計測 個		
	原子炉水位(広帯域)* ²	2	-3, 800mm~1, 500mm*4	有効燃料棒底部程度~ レベル8 (-7,832mm~1,470mm)**				
	原子炉水位(燃料域)*2	2	-3,800mm~1,300mm*5	有効燃料棒底部程度~ レベル8 (-3,702mm~5,600mm)* ⁵	「「「「」」」を見ていた。「「」」では、「「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「			
	原子炉水位(SA広帯域)*2	1	-3,800mm~1,500mm*4	有効燃料棒底部程度~ レベル8 (-7,832mm~1,470mm)*4	_ 炉心の冷却状態を確認する上で原子炉水位制御範囲(レベル3~レベル8)及び有効燃料棒底部まで 視可能。			
	原子炉水位(SA燃料域)*2	1	-3, 800mm~1, 300mm*5	有効燃料棒底部程度~ レベル8 (-3,702mm~5,600mm)*5				
111	高圧代替注水系ボンプ出口流量*1 残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系 ヘッドスプレイライン洗浄流量)*1 残留熱除去系洗浄ライン洗浄流量)*1 直流駆動低圧注水系ボンプ出口流量*1 代替循環冷却ボンプ出口流量*1 原子炉隔離時冷却系ボンプ出口流量*1 高圧炉心スプレイ系ボンプ出口流量*1 低圧炉心スプレイ系ボンプ出口流量*1	「④原子炉	(-3,702mm~3,600mm) -)原子炉圧力容器への注水量」を監視するパラメータと同じ。					
	原子炉圧力*1 原子炉圧力(SA)*1	「②原子炉圧力容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。						
	压力抑制室圧力 ^{*1}	「⑦原子炉格納容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。						



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定紙機に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

づ	き)			添付書類	*								
分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可挑計進							
	高圧代替注水系ポンプ出口流量	1	$0\!\sim\!120m^3/h$	*6	高圧代替注水系ポンプの最大注水量 (90.8m ³ /h) を監視可能。								
	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量	1 0~150m ³ /h		$0 \sim 90.8 m^3/h$	原子炉隔離時冷却系ポンプの最大注水量(90.8m ³ /h)を監視可能。								
	高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	心スプレイ系ポンプ出口流量 1 0~1,500m ³ /h (高圧側) 0~318m ³ /h (低圧側) 0~1,050m ³ /h		高圧炉心スプレイ系ポンプの最大注水量(1,050m ³ /h)を監視可能。	1								
	残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系 ヘッドスプレイライン洗浄流量)	1	0~220m ³ /h	_*6	復水移送ポンプ又は大容量送水ポンプ(タイプI)を用いた原子炉注水時における最大注水量 (199m ³ /h)を監視可能。								
4	残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系B系 格納容器冷却ライン洗浄流量)	1	$0\sim$ 220m ³ /h	*6	復水移送ボンプスは大容量送水ボンブ(タイプI)若しくは代替循環冷却ボンプを用いた原子炉注水時における最大注水量(199m ³ /h)を監視可能。	1							
原子	直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量	1	1 0~100m ³ /h -*		直流駆動低圧注水系ポンプを用いた原子炉注水時における最大注水量(80m ³ /h)を監視可能。								
炉圧	代替循環冷却ポンプ出口流量	1	$0\sim 200 \mathrm{m}^3/\mathrm{h}$	*6	代替循環冷却ポンプを用いた原子炉注水時における最大注水量(150m ³ /h)を監視可能。	1							
力容器	残留熱除去系ポンプ出口流量	3	0~1,500m ³ /h	0~1,136m ³ /h	残留熱除去系ポンプの最大注水量(1,136m ³ /h)を監視可能。								
- 0	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	1	$0 \sim 1,500 \text{m}^3/\text{h}$	$0\!\sim\!1,050{\rm m}^3/{\rm h}$	低圧炉心スプレイ系ポンプの最大注水量(1,050m ³ /h)を監視可能。	1							
注水	復水貯蔵タンク水位*1	「⑭水源の確保」を監視するバラメータと同じ。											
量	压力抑制室水位*1	「⑧原子炉	格納容器内の水位」を	監視するパラメータと同じ。									
	原子炉水位(広帯域)*1												
	原子炉水位(燃料域)*1	[) () () () () () () () () () () () () ()		と知みていると、カレロン									
	原子炉水位(SA広帯域)*1	「③原于炉	圧力容器内の水位」を	監視するパラメータと同じ。									
	原子炉水位(SA燃料域)*1												



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (開連する資料)
 ・様式-1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)
 : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

つづ	キ)			設置許可 添付書							
5.5	2)										
分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬站 計測器 個数					
	残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系 ヘッドスプレイライン洗浄流量)	1	0~220m ³ /h	*6	復水移送ポンプを用いた原子炉格納容器スプレイ時における最大注水量(88m ³ /h)を監視可能。						
	残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系B系 格納容器冷却ライン洗浄流量)	1	$0 \sim 220 m^3/h$	*6	復水移送ポンプを用いた原子炉格納容器スプレイ時における最大注水量(88m ³ /h)を監視可能。	1					
	原子炉格納容器代替スプレイ流量	2	$0\sim\!100 {m}^3/h$	*6	大容量送水ポンプ(タイプ1)を用いた原子炉格納容器スプレイ時による最大注水量(88m ³ /h)を監視 可能。						
⑤ 原	代替循環冷却ポンプ出口流量	1	0~200m ³ /h	*6	代替循環冷却ボンプを用いた原子炉格納容器スプレイ時における最大注水量(150m ³ /h)を監視可能。	1					
子	原子炉格納容器下部注水流量	1	$0 \sim 110 m^3/h$	*6	復水移送ポンプ又は大容量送水ポンプ(タイプI)若しくは代替循環冷却ポンプを用いた原子炉格納 容器下部注水時における最大注水量(80m ³ /h)を監視可能。	1					
注 水 量 容	復水貯蔵タンク水位*1	「圓水源の」	「御水源の確保」を監視するパラメータと同じ。								
器	原子炉格納容器下部水位*1	「②原工石	③原子炉格納容器内の水位」を監視するパラメータと同じ。								
0	ドライウェル水位*1										
	ドライウェル温度 ^{*1}	「⑥原子炉格納容器内の温度」を監視するパラメータと同じ。									
	ドライウェル圧力*1	「⑦原子炉格納容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。									
	压力抑制室压力*1	Um T # 1	治料谷品(10)に))」でm	.089 SAYA - A CHIC.	•						
6	ドライウェル温度	11	0∼300℃	146℃以下	原子炉格納容器の限界温度(200℃)を監視可能。	1					
原子	压力抑制室内空気温度* ²	4	0∼300℃	97℃以下	- 原子炉槍刺谷器の原芥血及(2000)で監視可服。						
恒	サプレッションプール水温度 ^{*2}	16	0∼200℃	97℃以下	原子炉格納容器の限界圧力(2Pd:854kPa[gage])におけるサプレッションチェンバのプール水の飽和 温度(約178℃)を監視可能。	1					
温 度 納 容	原子炉格納容器下部温度	12	0∼700℃	*6	原子炉格納容器下部に溶融炉心が落下した場合における原子炉圧力容器の破損検知が可能。	1					
器	ドライウェル圧力*1										
内	压力抑制室圧力*1	1①原子炉4	格納容器内の圧力」を監	視するパラメータと同じ	°						
			a	330kPa[gage]以下		(
内の	ドライウェル圧力*2	1	0~1MPa[abs]								
内 の ⑦ 原 子		1	0~1MPa[abs]	210kPa[gage]以下	原子炉格納容器の限界圧力(2Pd:854kPa[gage])を監視可能。	1					
内 の ⑦ 原	ドライウェル圧力*2	1	0~1MPa[abs]	210kPa[gage]以下 視するパラメータと同じ		1					

S



【○○条○○】:関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料)
 ・様式-1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書)別添-1)
 :前回提出時からの変更箇所

様式-7

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬 計測 個数
	圧力抑制室水位	2	0~5m (0. P3900mm~1100mm)	0.05m (0.P3850mm)	外部水源注水量限界(通常運転水位+約2m (0.P1914mm))を把握できる範囲を監視可能。	1
	原子炉格納容器下部水位	12	0.5m, 1.0m, 1.5m, 2.0m, 2.5m, 2.8m* ⁷ (0.P2000mm, -1500mm, -1000mm, -500mm, 0mm, 300mm)	*5	原子炉格納容器下部への注水による原子炉格納容器下部の蓄水状況を監視可能。	-
(8)	ドライウェル水位	6	0. 02m, 0. 23m, 0. 34m*8 (0. P. 1170mm, 1380mm, 1490mm)	*6	原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却に必要な水深があることを監視可能。	-
子炉格納容器内の水位	残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系 ヘッドスプレイライン洗浄流量) ^{*1} 残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系B系 格納容器冷却ライン洗浄流量) ^{*1} 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 ^{*1} 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 ^{*1}		「圧力容器への注水量」を	監視するバラメータと同	Ľ。	
	高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ^{*1} 代替循環冷却ポンプ出口流量 ^{*1}		■圧力容器への注水量」を ■格納容器への注水量」を			
		「⑤原子炸		監視するパラメータと同	r.	
	代替循環冷却ボンブ出口流量 ^{*1}	「⑤原子炸	「格納容器への注水量」を	監視するパラメータと同	r.	
	代替循環冷却ポンプ出口流量 ^{*1} 原子炉格納容器代替スプレイ流量 ^{*1}	「⑤原子炉	「格納容器への注水量」を	監視するパラメータと同 監視するパラメータと同	r.	
⑨ 夙	代替循環冷却ボンブ出口流量 ^{*1} 原子炉格納容器代替スプレイ流量 ^{*1} 原子炉格納容器下部注水流量 ^{*1} 復水貯蔵タンク水位 ^{*1} 格納容器内水素濃度 (D/W) ^{*2}	「⑤原子炉	「格納容器への注水量」を	監視するパラメータと同 監視するパラメータと同	r.	
内原の子	代替領環冷却ポンプ出口流量 ^{*1} 原子炉格納容器代替スプレイ流量 ^{*1} 原子炉格納容器下部注水流量 ^{*1} 復水貯蔵タンク水位 ^{*1} 格納容器内水素濃度 (D/W) *2	「⑤原子炉 「③原子炉 「⑧水源の	■格納容器への注水量」を ●格納容器への注水量」を ● ● の確保」を監視するパラメ	監視するパラメータと同 監視するパラメータと同 ータと同じ。	じ。 じ。 原子炉格納容器内の水素燃焼の可能性(水素濃度:4vo1%)を把握する上で監視可能。	-
内の水素濃	代替循環冷却ポンプ出口流量 ^{*1} 原子炉格納容器代替スプレイ流量 ^{*1} 原子炉格納容器下部注水流量 ^{*1} 復水貯蔵タンク水位 ^{*1} 格納容器内水素濃度 (D/W) ^{*2} 格納容器内水素濃度 (S/C) ^{*2}	「⑤原子が 「③原子が 「④水源の 2	5格納容器への注水量」を 5格納容器への注水量」を 9確保」を監視するパラメ 0~100vo1%	監視するパラメータと同 監視するパラメークと同 ータと同じ。 0~1.9vo1% 0~1.0vo1%	r.	
内原の子	代替循環冷却ポンプ出口流量 ^{*1} 原子炉格納容器代替スプレイ流量 ^{*1} 原子炉格納容器下部注水流量 ^{*1} 復水貯蔵タンク水位 ^{*1} 格納容器内水素濃度 (D/W) ^{*2} 格納容器内水素濃度 (S/C) ^{*2}	「③原子好 「③原子好 「④水源の 2 2	 ・移納容器への注水量」を ・ ・格納容器への注水量」を ・ ・ ・	監視するパラメータと同 監視するパラメータと同 ータと同じ。 0~1.9vo1%	じ。 じ。 原子炉格納容器内の水素燃焼の可能性(水素濃度:4vol%)を把握する上で監視可能。 炉心の著しい損傷時に原子炉格納容器内の水素濃度が変動する可能性のある範囲(0~100vol%)を監	-
内の水素濃	代替循環冷却ポンプ出口流量 ^{*1} 原子炉格納容器代替スプレイ流量 ^{*1} 原子炉格納容器下部注水流量 ^{*1} 復水貯蔵タンク水位 ^{*1} 格納容器内水素濃度 (D/W) ^{*2} 格納容器内水素濃度 (S/C) ^{*2} 格納容器内雰囲気水素濃度 ^{*2}	「⑤原子ダ 「③原子ダ 「④水源の 2 2 2	5格納容器への注水量」を 5格納容器への注水量」を 9確保」を監視するパラメ 0~100vol% 0~100vol% 0~30vol%	監視するパラメータと同 監視するパラメークと同 ータと同じ。 0~1.9vo1% 0~1.0vo1%	じ。 じ。 原子炉格納容器内の水素燃焼の可能性(水素濃度:4vol%)を把握する上で監視可能。 炉心の著しい損傷時に原子炉格納容器内の水素濃度が変動する可能性のある範囲(0~100vol%)を監	

要求事項との対比表

※赤線部:①g



【○○条○○】:関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料)
 ・様式-1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書)別添-1)
 :前回提出時からの変更箇所

					設置許可 添付書						
2-	づき	き)					<u> </u>				
							可搬型				
分	類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数 計測範囲 設計基準 把握能力 当次型 (計測範囲の考え方) 個数								
①末岡界の銀井	に腐尽り住	起動領域モニタ*2	中性子源領域 $10^{-1}cps \sim 10^{6}cps$ $(1 \times 10^{3}cm^{-2} \cdot s^{-1} \sim 1)$ (1 × 10 ² cm ⁻² · s ⁻¹) (1 × 10 ² cm ⁻² · s ⁻¹)								
こに豊宅	て	平均出力領域モニタ*2	6 ^{*10}	$\begin{array}{c} 0 \sim 125\% \\ (1.2 \times 10^{12} \text{ cm}^{-2} \cdot \text{ s}^{-1} \sim \\ 2.8 \times 10^{14} \text{ cm}^{-2} \cdot \text{ s}^{-1}) \end{array}$	定格出力の 約8倍	原子炉の起動時から定格出力運転時の中性子束を監視可能。 なお,設計基準事故及び重大事故等時,一時的に計測範囲を超えるが,負の反応度フィードバック効 果により短期間であり,かつ出力上昇及び下降は急峻である。125%を超えた領域でその指示値に基づき 操作を伴うものでないことから,現状の計測範囲でも運転監視上影響はない。 また,重大事故等時においても代替原子炉再循環ポンプトリップ機能等により中性子束は低下するた め、現状の計測範囲でも対応が可能。					
		サプレッションプール水温度*2	「⑥原子炸	「⑥原子炉格納容器内の温度」を監視するパラメータと同じ。							
		残留熱除去系熱交換器入口温度	「⑫最終と	「⑫最終ヒートシンクの確保(残留熱除去系)」を監視するパラメータと同じ。							
		代替循環冷却ポンプ出口流量	「④原子炉圧力容器への注水量」を監視するパラメータと同じ。 「⑤原子炉格納容器への注水量」を監視するパラメータと同じ。								
		圧力抑制室水位*1	「⑧原子炸	「⑧原子炉格納容器内の水位」を監視するパラメータと同じ。							
0		原子炉水位(広帯城)*1									
日最終		原子炉水位(燃料域)*1	[@EZ#		知去す。パニューカレ同ド						
12最終ヒートシンクの確保	代替領	原子炉水位(SA広帯域)*1	ON TW	「圧力存留内の水位」を監	説するハノメータと回し	16					
トシ	循環冷	原子炉水位(SA燃料域)*1									
ンクの	却系	原子炉圧力容器温度*1	「①原子炸	F圧力容器内の温度」を監	視するパラメータと同じ	, 					
確保		ドライウェル圧力*1	何百二枚	戸格納容器内の圧力」を監	オナスパラマークレ同じ						
VIE		压力抑制室压力*1	1 OIR T W	「留創存品」「の圧力」を監	RYS///////////	16					
		ドライウェル温度*1	同百二枚	⁵ 格納容器内の温度」を監	祖ナスパラメータと同じ						
		圧力抑制室内空気温度*1	100m T M	"时前在帝国》通及」 之 監	100 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	16					
		原子炉格納容器下部水位*1	0574		オナスパラノニカレ同ド						
		ドライウェル水位*1	③原子炉	「格納容器内の水位」を監	ひょうハファータと同じ	10					



【○○糸○○】:関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <開連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所

					<u>安水事項</u> との 設置許可申 添付書類	目請書					
)~.	づき	<u>(</u>)			11111111111111111111111111111111111111						
分	類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬型 計測器 個数				
		フィルタ装置水位 (広帯城)	3	0~3,650mm	_*6	原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置底部を計測範囲の零とし、フィルタ装置機能維持のた めの上限水位及び下限水位を監視可能。	1				
		フィルタ装置入口圧力(広帯域)	1	-0.1MPa~1MPa[gage]	_*6	原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の最高使用圧力(854kPa[gage])を監視可能。	1				
	原子	フィルタ装置出口圧力(広帯域)	1	-0.1MPa~1MPa[gage]	*6	原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の最高使用圧力(854kPa[gage])を監視可能。	1				
	炉格	フィルタ装置水温度	3	0~200°C	_ *6	原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の最高使用温度(200℃)を監視可能。	1				
	納容器	フィルタ装置出口放射線モニタ	2	$10^{-2} {\rm mSv/h} \sim 10^{5} {\rm mSv/h}$	_*6	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器ベント実施時に,想定されるフィルタ装置出 ロの最大放射線量率(1.9×10 ³ mSv/h)を監視可能。	-				
	がフィ	フィルタ装置出口水素濃度	1	0~30vo1%	*6	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器ベント後に窒素による掃気を実施し、原子炉 格納容器フィルタベント系の配管内に滞留する水素濃度が可燃限界濃度(4vol%)未満であることを監視	-				
	ルタ	アイルア家園山口小米康及	1	0~100vol%			-				
	ベン・	ドライウェル圧力*1	⑦原子恒	「⑦原子炉格納容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。							
	下系	压力抑制室压力 ^{*1}	Concern.								
12 最		格納容器內水素濃度 (D/W) *1	「魚原之作	「⑨原子炉格納容器内の水素濃度」を監視するパラメータと同じ。							
取終と		格納容器内水素濃度 (S/C)*1	1 @ IK 1 W	和FR14F 66 [197 小 示 读 及]	2 m D6 9 5/ / / / / / / / / /	n Co					
レートシンクの確保	耐圧強化ベント系	耐圧強化ベント系放射線モニタ	2	$10^{-2} mSv/h \sim 10^{5} mSv/h$	_*6	重大事故等時の排気ラインの耐圧強化ベント系放射線モニタ設置位置における最大放射線量率(約2.0 ×10 ⁻² mSv/h)を監視可能。	_				
		残留熱除去系熱交換器入口温度*2	2	0~300°C	最大値:186℃	残留熱除去系の運転時における,残留熱除去系系統水の最高使用温度(186℃)を監視可能。	1				
		残留熱除去系熱交換器出口温度	2	0~300°C	最大値:186℃	残留熱除去系の運転時における,残留熱除去系系統水の最高使用温度(186℃)を監視可能。	1				
		残留熱除去系ポンプ出口流量	「④原子炉	圧力容器への注水量」を	監視するパラメータと同じ	じ(ただし,個数は2とする)。					
	104	原子炉補機冷却水系系統流量*1	2	$0\sim 4,000 {\rm m}^3/{\rm h}$	$0 \sim 2, 800 \text{m}^3/\text{h}$	原子炉補機冷却水系のポンプ2台あたりの定格流量(2,800m ³ /h)を監視可能。					
	留熱除去	残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量 ^{*1}	2	0~1,500m ³ /h	$0{\sim}950 {\tt m}^3/{\rm h}$	残留熱除去系熱交換器冷却木入口流量の最大流量(950m ³ /h)を監視可能。原子炉補機代替冷却水系を 用いた残留熱除去系(サプレッションプール水冷却モード)の運転を行う場合に必要な流量(382m ³ /h) を監視可能。	1				
	系	原子炉圧力容器温度*1	「①原子炉	圧力容器内の温度」を監	視するパラメータと同じ。						
		サプレッションプール水温度 ^{*1}	「⑥原子炉	格納容器内の温度」を監	視するパラメータと同じ。						
		压力抑制室水位*1	「⑧原子炉	格納容器内の水位」を監	視するパラメータと同じ。						
		残留熱除去系ポンプ出口圧力*1	「⑭木源の	確保」を監視するパラメ	ータと同じ。						

					要求事項との対比表	緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	 ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所 	₩ ↓					
					設置許可申請書 添付書類八								
()	づき	き)											
3	分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考:		可搬型 計測器 個数					
		原子炉水位(広帯域)*2											
	原子	原子炉水位(燃料域)*2	[②原之后	原子炉圧力容器内の水位」を監視するパラメータと同じ。									
	炉圧	原子炉水位(SA広帯域)*2	1 Om T W										
	力容器	原子炉水位(SA燃料域)*2											
	内の	原子炉圧力*2	「②原子恒	「②原子炉圧力容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。									
格納	格 状 原子炉压力 (SA) *2												
容器	称 察 原子炉圧力容器温度 ^{*1} 第												
バイ	器 子	ドライウェル温度*2	「⑥原子炉	格納容器内の温度」を監	視するパラメータと同じ。								
バスの	の状態	ドライウェル圧力**	「⑦原子炉	格納容器内の圧力」を堅	視するパラメータと同じ。								
監視	態容	压力抑制室压力 ^{*1}											
	原	高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力											
	子炉建	残留熟除去系ポンプ出口圧力	「⑪水源の	確保」を監視するパラメ	ータと同じ。								
^速 屋 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力 内													
	の状	原子炉圧力*1	〔②原子恒	圧力容器内の圧力」を堅	視するパラメータと同じ。								
	態	原子炉圧力(SA) ^{*1}	Sens I H										
**	赤線音	郡:①i											

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

【〇〇条〇〇】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

 ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)
 :前回提出時からの変更箇所 様式-7

<<p><関連する資料>

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線) 青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 録色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】:関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料)
 ・様式-1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書)別添-1)
 :前回提出時からの変更箇所

様式-7

つづ	2)									
分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬雪 計測器 個数				
	復水貯蔵タンク水位	1	$0 \sim 3,200 {\rm m}^3$	$0\!\sim\!3,173\text{m}^3$	復水貯蔵タンクの底部からオーバーフローレベル(0~3,173m ³)を監視可能。	1				
	圧力抑制室水位	「⑧原子炉格納容器内の水位」を監視するバラメータと同じ。								
	高圧代替注水系ポンプ出口流量 ^{*1} 残留熟除去系洗浄ライン流量(残留熟除去系 ヘッドスプレイライン洗浄流量) ^{*1} 残留熟除去系洗浄ライン流量(残留熟除去系B系 格納容器冷却ライン洗浄流量) ^{*1} 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 ^{*1} 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 ^{*1} 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ^{*1}	- 「④原子炉	圧力容器への注水量」?	を監視するパラメータと同じ						
	原子炉格納容器下部注水流量*1	「⑤原子炉	格納容器への注水量」	を監視するパラメータと同じ	*6					
	代替循環冷却ポンプ出口流量*1	「④原子炉圧力容器への注水量」を監視するパラメータと同じ。 「⑤原子炉格納容器への注水量」を監視するパラメータと同じ。								
1	残留熱除去系ポンプ出口流量*1									
水源の	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ^{*1}	─「④原子炉圧力容器への注水量」を監視するパラメータと同じ。								
確保	高圧代替注水系ポンプ出口圧力*1	1	0~15MPa[gage]	*6	高圧代替注水系の運転時における高圧代替注水系ボンプの最高使用圧力(14.0MPa[gage])を監視可能。					
	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力*1	1	0~15MPa[gage]	最大值:11.8MPa[gage]	原子炉隔離時冷却系の運転時における原子炉隔離時冷却系ポンプの最高使用圧力(11.8MPa[gage])を 監視可能。	1				
	高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力*1	1	0~12MPa[gage]	最大值:10.8MPa[gage]	高圧炉心スプレイ系の運転時における高圧炉心スプレイ系ポンプの最高使用圧力(10.8MPa[gage])を 監視可能。	1				
	直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力*1	1	0~2MPa[gage]	- *6	直流駆動低圧注水系ポンプの運転時における直流駆動低圧注水系ポンプの最高使用圧力 (1.70MPa[gage])を監視可能。					
	代替循環冷却ポンプ出口圧力*1	1	0~4MPa[gage]	_ *6	代替循環冷却系の運転時における代替循環冷却ポンプの最高使用圧力(3.73MPa[gage])を監視可能。					
	残留熱除去系ポンプ出口圧力 ^{*1}	3	0~4MPa[gage]	最大值:3.73MPa[gage]	残留熱除去系の運転時における残留熱除去系ポンプの最高使用圧力(3.73MPa[gage])を監視可能。	1				
	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力*1	ï	0~5MPa[gage]	最大值:4.41MPa[gage]	低圧炉心スプレイ系の運転時における低圧炉心スプレイ系ポンプの最高使用圧力(4.41MPa[gage])を 監視可能。	Ī				
	復水移送ポンプ出口圧力*1	1	0~1.5MPa[gage]	-*6	復水移送ポンプの運転時における復水移送ポンプの最高使用圧力(1.37MPa[gage])を監視可能。	Ī				
	原子炉木位(広帯城)*1		•							
	原子炉木位(燃料域)*1	0.67	Thomas the se	19月1日 19日 19日 19日 19日 19日 19日 19日 19日 19日 1						
		「③原子炉圧力容器内の水位」を監視するパラメータと同じ。								



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料)
 ・様示土準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1)
 : 前回提出時からの変更箇所

分類	重要監視パラメータ 重要代替監視パラメータ	個数	計測範囲	設計基準	把握能力 (計測範囲の考え方)	可搬 計測 個数				
1 の水素 炉	原子炉建屋内水素濃度	7	0∼10vo1%	*6	原子炉建屋内の水素燃焼の可能性(水素濃度:4vol%)を把握する上で監視可能(なお,静的触媒式水 素再結合装置にて,原子炉建屋内の水素濃度を可燃限界である4vol%末満に低減する)。	124				
素濃度内	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 ^{•1}	8*11	0∼500°C	*6	静的触媒式水素再結合装置作動時に想定される温度範囲を監視可能。	1				
顺原	格納容器內雰囲気酸素濃度	2	0∼30v <mark>o1</mark> %	約4.3vo1%	原子炉格納容器内の酸素濃度が変動する可能性のある範囲(0~4.3vol%)を監視可能。	0				
子炉	格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W)*1									
素樹酸	格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C)*1	100原子为	「⑩原子炉格納容器内の放射線量率」を監視するバラメータと同じ。							
及容器内	ドライウェル圧力*1	A second second second	「⑦原子炉格納容器内の圧力」を監視するパラメータと同じ。							
の酸	压力抑制室压力*1	一口原子》								
	使用済燃料ブール水位/温度 (ヒートサーエオ)**	1*12	0~7,010mm ^{*13} (0. P. 25920mm∼ 32930mm)	-*6	変動する可能性のある使用済燃料ブールの上部から使用済燃料貯蔵ラック上端近傍の範囲で使用済燃 料プールの水位を監視可能。	1				
砂使用	(5 - (4		0∼150℃	*6	変動する可能性のある範囲にわたり使用済燃料プールの温度を監視可能。					
済燃料	使用済燃料ブール水位/温度	1	-4, 300mm~7, 300mm ^{*13} (0. P. 21620mm~ 33220mm)	0, P, 32895mm	変動する可能性のある使用済燃料プールの上部から底部近傍の範囲で使用済燃料プールの水位を監視 可能。	1				
プ	(ガイドパルス式)*2	1*14	0∼120℃	最大値:65℃	変動する可能性のある範囲にわたり使用済燃料プールの温度を監視可能。					
ルの監	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ	1	$10^1 \mathrm{mSv}/\mathrm{h}{\sim}10^8 \mathrm{mSv}/\mathrm{h}$			ų.				
盟視	(高線量,低線量)*2	1	$10^{-2} \mathrm{mSv}/\mathrm{h} \sim 10^{5} \mathrm{mSv}/\mathrm{h}$	*6	変動する可能性のある範囲(5.4×10°mSv/h~10 ⁷ mSv/h)にわたり放射線量率を監視可能。	100				
	使用済燃料プール監視カメラ*2	1		*6	使用済燃料ブールの状況を監視可能。	Ŧ				
* 2:重設計計重計計炉し局 4 ********** *11:: **11: **12:	要代替監視パラメータを示す。 要監視パラメーク及び重要代替監視パラメータネ 割基準事故時に想定される原子炉圧力容器の最高 測範囲の零は、原子炉圧力容器零レベルより1,3 測範囲の零は、原子炉圧力容器零レベルより900 大事故等時に使用する設備のため、設計基準事結 測範囲の零は、原子炉格納容器下部(ビ力容器) 測範囲の零は、原子炉停止後の経過時間における格納 ないことからこの値を下回る。 部出力領域モニタの検出器は124個であり、平均 副範囲的触媒式水素再結合装置に対して、入口側 出点15箇所。 刻範囲の零は、使用済燃料貯蔵ラック上端(0.F	 新圧力に対する 13cm上のところ cm上のところところ のところとすの のところとすの のところとすり 内容器内雰囲気 出力領域モニス及び出口側に 	るとする(ドライヤスカー とする(有効燃料権頂部付 見堂 <u>た過渡変化時</u> を含む)) う る。 (放射線モニタの値で判断す タの各チャンネルには、A3 それぞれ1個設置。	近)。 に関する値なし。 ろとする。 ^ト る。原子炉停止直後 (C炉心損傷した場合の判断値は約10Sv/h(経過時間とともに判断値は低くなる)であり、設計基準では炉心損f の信号が入力される。	有效				



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書別談-1) : 前回提出時からの変更箇所

	要求事項との対比表					
	添付書類八					
第 6.4-4 表	重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として 用いる補助パラメータ					
分類	補助パラメータ					
	<u>6-2F-1 母線電圧</u>					
	<u>6-2F-2 母線電圧</u>					
	6-2C 母線電圧					
	6-2D 母線電圧					
	<u>6-2H</u> 母線電圧					
	4-2C 母線電圧					
電源	<u>4-2D 母線電圧</u>					
	<u>125V 直流主母線 2A 電圧</u>					
	125V 直流主母線 2B 電圧					
	125V 直流主母線 2A-1 電圧					
	<u>125V 直流主母線 2B-1 電圧</u>					
	<u>250V 直流主母線電圧</u>					
	HPCS125V直流主母線電圧					
その他	高圧窒素ガス供給系 ADS入口圧力					
	代替高圧窒素ガス供給系窒素ガス供給止め弁入口圧力					
※赤線部:②k						

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第73条 計装設備】

-:該当なし
 :前回提出時からの変更箇所

様式-6

各条文の設計の考え方

第	73条(計装設備)								
1.	技術基準の条文、解釈への	の適合性に関する考え方							
No.	基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	添付書類				
1	パラメータを推定するた めの設備の施設	技術基準の要求を受けた内容とし て記載している。	技術基準の要求を受けた内容とし 1 - お て記載している。 1 - お						
2	パラメータの選定	同上	f,g,h,i e,f,g,h,i						
3	把握能力の明確化	同上	1	1 a)	e,f,h				
(4)	把握能力を超えた場合の 推定手段	同上	1	1 b) 1 b) i) 1 b) ii)	e,f,h				
5	推定パラメータの優先順 位	同上	e,f,h						
6	パラメータの計測又は監 視及び記録	同上	1	1 c)	e, f, g, h, i				
2.	設置許可本文のうち,基本	よ設計方針に記載しないことの考え方	ī						
No.	項目	考え方			添付書類				
1	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため	記載しな	い。	_				
	原子炉格納容器内の水素 濃度監視及び酸素濃度監 視	第 67 条に対する内容であり、本条文	てでは記載	戈しない。	_				
3	事故時の手順等	設備設計の前提を担保する運用ではい。	_						
4	記載箇所の呼び込み	設置許可内での呼び込みに関する記 い。	-						
5	設計基準対象施設の計測 装置	第34条に対する内容であり、本条文	てでは記載	ましない。	_				
3.	設置許可添八のうち,基2	*設計方針に記載しないことの考え方	ī						
No.	項目	考え方			添付書類				
$\langle 1 \rangle$	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため	記載しな	い。	_				
2>	事故時の手順等	設備設計の前提を担保する運用では い。	はないため	り記載しな	-				
3>	記載箇所の呼び込み	設置許可内での呼び込みに関する記 い。	已載であり) 記載しな	_				
$\langle 4 \rangle$	主要設備及び仕様	要目表に記載しているため記載しな	V°		a, c				
\$	多様性,位置的分散	第54条に対する内容であり、本条文	てでは記載	せしない。	_				
	悪影響防止	同上			_				
$\langle \hat{\gamma} \rangle$	容量等	同上			_				
	<u></u> 環境条件等	同上			_				
	操作性の確保	同上							
^	試験検査	同上							
V									

73 条-1

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第73条 計装設備】

-	5	該当なし
	:	前回提出時からの変更箇所

様式-6

4.	詳細な検討が必要な事項
No.	書類名
а	要目表
b	単線結線図
с	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
d	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
	使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書、検出器の取
е	付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
f	計測装置の構成に関する説明書、計測制御系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面並びに
1	計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
g	放射線管理用計測装置の構成に関する説明書
h	放射線管理用計測装置の系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報
11	動作範囲に関する説明書
i	原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書
j	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
k	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

73 条-2